

有料放送分野の 消費者保護ルールに関する ガイドライン

平成 27 年改正放送法の施行に伴う

受信者保護規律の充実・強化

(案)

総務省 情報流通行政局

平成 28 年 (2016 年) ●月

目 次

序章	はじめに	4
第1節	本ガイドラインの目的	4
第2節	主な関係法令	5
第1章	対象となる有料放送の役務及び事業者の種類	6
	有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表	6
第2章	提供条件概要説明(法第150条)関係	9
第1節	対象範囲	9
第2節	基本説明事項(施行規則第175条第1項、第2項)	13
第3節	説明方法(施行規則第175条第5項)	19
第4節	適合性の原則(施行規則第175条第6項)	23
第5節	変更・更新時の説明(施行規則第175条第3項、第4項)	26
第6節	違反した場合の取扱い	27
第3章	書面交付(法第150条の2)関係	28
第1節	対象範囲	28
第2節	契約書面の記載事項(施行規則第175条の2第1項～第3項)	30
第3節	記載・交付方法	34
第4節	変更・更新時の書面交付	38
第5節	情報通信の技術を利用する方法(電子交付方法)	38
第6節	違反した場合の取扱い	42
第4章	初期契約解除制度(法第150条の3)関係	43
第1節	対象範囲	43
第2節	初期契約解除の効果	45
第3節	受信者が初期契約解除をする方法	45
第4節	初期契約解除に伴い受信者が支払うべき額(施行規則第175条の3第6項)	47
第5節	変更・更新時の初期契約解除(施行規則第175条の3第1項)	50
第6節	不実告知後の取扱い(法第150条の3第1項括弧書、施行規則第175条の3第2項～第5項)	50
第7節	一体的販売における留意点	51
第8節	事業者を乗り換える際の留意点	53
第9節	違反した場合の取扱い	53
第5章	苦情等の処理(法第151条)関係	54
第1節	対象範囲	54
第2節	苦情等の処理の方法	54
第3節	違反した場合の取扱い	55
第6章	有料放送事業者等の禁止行為(法第151条の2)関係	56
第1節	事実不告知及び不実告知の禁止	56

第2節 勧誘継続行為の禁止	5 7
第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置(法第151条の3)関係	62
第1節 対象範囲	6 2
第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託(施行規則第 175 条の 5 第1項第1号)	6 3
第3節 責任者の選定(施行規則第 175 条の 5 第1項第2号)	6 4
第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等(施行規則第 175 条の 5 第1項第3号)	6 4
第5節 監督措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第4号)	6 6
第6節 苦情処理に関する措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第5号)	6 6
第7節 媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するための措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第 6 号)	6 7
第8節 委託状況を把握するための措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第7号)	6 7
第9節 総務大臣への報告義務(施行規則第 175 条の 5 第2項)	6 7
第10節 有料放送管理事業者に委託する場合の特例(施行規則第 175 条の 5 第 3 項)	6 8
第11節 違反した場合の取扱い	6 8

序章 はじめに

第1節 本ガイドラインの目的

放送分野においては、ケーブルテレビや衛星放送における有料放送の導入に対応し、昭和47年(1972年)の有線テレビジョン放送法の制定及び昭和63年(1988年)の放送法(昭和25年法律第132号)の一部改正により、有料放送事業者に係る契約約款制度を柱とする有料放送に関する規律が初めて整備された。

その後、平成19年(2007年)の放送法改正では多数の有料放送事業者の契約締結の媒介等を行う有料放送管理事業者(いわゆるプラットフォーム)が、平成22年(2010年)の放送法改正では有料放送管理事業者以外の媒介等業務受託者(代理店)が、それぞれ有料放送の規律の対象として追加されるとともに、後者の改正では、提供条件説明義務、苦情等の処理義務及び事業休廃止周知義務が追加された。

そして、消費者保護ルールの更なる充実・強化を図る観点から、平成27年(2015年)5月15日、第189回国会において、放送法の一部改正を含む「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」が成立し、同年5月22日に公布され、翌年5月21日に施行されることとなった。具体的には、当該改正法により、契約後の書面の交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務が放送法に導入され、その施行に向けた法令(省令・告示)の制定・改正によって、これらの新たな規律の詳細が定められるとともに、既存の提供条件説明義務の充実・強化も図られたところである。

本ガイドラインは、これら有料放送の規律のうち、営業活動における事業者と消費者のトラブルの発生を防止する観点から重要なルールである、提供条件説明義務、書面交付義務、初期契約解除制度、苦情等の処理義務、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止及び代理店に対する指導等の措置義務並びにこれらに基づく下位法令の規定の内容を解説するとともに、これらの規定に関連して、一般消費者に代表される受信者の利益の保護の観点から有料放送事業者等が基本的に遵守すべき事項及び自主的に取ることが望ましいと考えられる対応について解説する。すなわち、本ガイドラインが「望ましい」、「想定される」あるいは「考えられる」として記載する内容以外の記載内容が、本ガイドラインが各項目中で掲げる「不適切な事例」を含めて、法令等の規定の基本的な遵守方法についての解説であり、有料放送事業者等による誠実な履行が求められるものである。これにより、本ガイドラインは、有料放送サービスの具体的な消費者保護ルールについて明確化を図り、消費者が安心して有料放送サービスを利用できるようにすることとともに、受信者の保護の充実を図ることを目的とする。

なお、今後も新たなサービスの登場や有料放送サービスの多様化・複雑化により有料

放送サービスに関するトラブルの内容や実態も変化していく可能性がある。法に基づく消費者保護ルール及び受信者保護規律についても、そのような状況を反映したものとする必要があるので、本ガイドラインについても、トラブルとなる内容の変化に応じて適時適切に見直しを行っていく予定である。

第2節 主な関係法令

① 放送法(昭和 25 年法律第 132 号)

本ガイドラインでは、「法」又は「本法」と略す。

② 放送法施行令(昭和25年政令第163号)

本ガイドラインでは、「施行令」と略す。

③ 放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)

本ガイドラインでは、「施行規則」と略す。

④ 放送法第 150 条の 3 第1項各号の有料放送の役務を指定する件(平成 28 年総務省告示〇号)

本ガイドラインでは、「指定告示」と略す。

条文は、e-Gov ウェブページ等で閲覧可能。

第1章 対象となる有料放送の役務及び事業者の種類

本章では、事業者の種類(有料放送事業者/有料放送管理事業者/有料放送管理事業者以外の媒介等業務受託者(代理店))及び対象となる有料放送の役務について解説する。

有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表

ガイドラインの項目	(1) 有料放送事業者	(2) 有料放送管理事業者	(3) 媒介等業務受託者(代理店)(2以外)	有料放送の役務	
				移動受信用地上基幹放送 (※プリペイドは除く)	左記以外の有料放送の役務
序章 はじめに	○	○	○	○	○
第1章 対象となる有料放送の役務 及び事業者の種類	○	○	○	○	○
第2章 提供条件概要説明(法第150条)関係	○	○	○	○	○
第3章 書面交付(法第150条の2)関係	○	—	—	○	○
第4章 初期契約解除制度(法第150条の3) 関係	○	—	—	○	—
第5章 苦情等の処理(法第151条)関係	○	○	—	○	○

第6章 有料放送事業者等の禁止行為 (法第 151 条の 2)関係	○	○	○	○	○
第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置 (法第 151 条の 3)関係	○	○ (※)	△	○	○

○:適用あり、△:間接的に適用あり、-:適用なし

※:法第 151 条の 3 の規定による媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務は有料放送事業者にのみ適用され、有料放送管理事業者には適用されないが、有料放送管理事業者についても、法第 155 条及び施行規則第 182 条第 1 項の規定により、有料放送事業者に係る当該措置義務と同等の措置義務が適用される。

表中の事業者の種類及び有料放送の役務については、次のとおりである。

(1) 有料放送事業者

有料放送事業者とは、有料放送を行う放送事業者(注:「放送事業者」の定義の詳細については法第2条第 21 号～第 26 号(第 24 号を除く。)を参照。)をいう。(法第 147 条第 1 項、施行規則第 2 条第 9 号)

(2) 媒介等業務受託者(代理店)

媒介等業務受託者とは、有料放送事業者から有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(媒介等)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(法第 150 条、施行規則第171条の2第6号)と定義され、有料放送の役務の販売・勧誘等の活動を行う事業者が幅広く該当する。定義中のそれぞれの用語の意義は、次のとおりである。

① 媒介

他人(有料放送事業者と受信者)の間に立って、他人を当事者とする法律行為(有料放送の役務の提供に関する契約)の成立に尽力する事実行為。

② 取次ぎ

自己(代理店)の名をもって、他人(有料放送事業者)の計算において、法律行為(有料放送の役務の提供に関する契約)を引き受ける行為。

③ 代理

本人(有料放送事業者)のためにすることを示してする意思表示(有料放送の役務の提供に関する契約の申込又は承諾)。代理権の範囲内で直接本人に法律効果を生ずる。

④ 業務の委託

媒介等の行為を業として(反復継続して)行うよう委託することを指す。私的な媒介行為等や一回限りの媒介行為等についてまで対象となるものではない。2以上の段階にわたる委託も含まれ、いわゆる2次代理店、3次代理店等、再委託がされている場合の再委託先の代理店も媒介等業務受託者として1次代理店同様に説明義務等を履行する必要がある。

なお、有料放送事業者の委託を受けて電話勧誘を行うが、あらかじめ通話先や営業活動内容については全て有料放送事業者が決められているなど、いわば有料放送事業者の手足として活動しているような場合は、媒介等業務受託者に該当しない。

(3) 有料放送管理事業者

有料放送管理事業者とは、上記(2)の媒介等業務受託者のうち、10以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務(注:「有料放送管理業務」の定義等の詳細については法第152条第1項及び施行規則第176条を参照。)を行うことについて、同項の規定により届出をした者をいう。(法第152条第2項、施行規則第171条の2第13号)

有料放送管理事業者は、上記(2)の媒介等業務受託者の一形態である。

(4) 有料放送の役務の具体例

- ① 移動受信用地上基幹放送(法第2条第14号、指定告示第1項)
携帯端末向けマルチメディア放送等
- ② 衛星基幹放送(法第2条第13号、指定告示第2項第1号)
BS放送及び東経110度CS放送
- ③ 衛星一般放送(施行規則第2条第3号、指定告示第2項第2号)
東経124/128度CS放送等
- ④ 有線一般放送(施行規則第2条第4号、指定告示第2項第3号)
ケーブルテレビ、有線ラジオ放送、IPTV等

第2章 提供条件概要説明（法第150条）関係

法第150条の規定により、有料放送事業者及び媒介等業務受託者（以下「有料放送事業者等」という。）には、有料放送の役務の提供に関する契約の締結又は媒介等をしようとするときは、消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない義務が課せられている（説明義務）。本章では、その基本的な遵守方法及び有料放送事業者等による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

(1) 対象となる有料放送の役務

第1章を参照。

(2) 説明をすべき者（法第150条）

有料放送事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に、説明をすべき義務が課されている。

(3) 説明を受ける者

説明を受ける者は、有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む「受信者」である。法人その他の団体は規定上「受信者」に含まれるが、締結・媒介等をしようとする契約が法人契約に該当すれば、説明義務は適用されない。（法人契約の範囲は本節(4)①を参照）

(4) 説明義務が適用されない契約（施行規則第175条第8項）

次の契約については、説明義務は適用されない。

① 法人契約（施行規則第175条第8項第2号、第171条の2第19号）

法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）、営利を目的としない非営利の法人等の場合には当該法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。すなわち、これらの法人等が通常、事業・職務の用に供するために有料放送役務提供契約（有料放送の役務の提供に関する契約をいう。施行規則第171条の2第3号。）を締結する場合は法人契約として説明義務等の適用除外となる。

法人等には、法人の他、民法上の組合をはじめ、法人格を有しない社団及び財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善・社交等を目的とする団体が含まれ、法人格を有しないマンション管理組合も含まれる。営業目的・事業目的の有無にかかわらず、個人である受信者が締結する契約は基本的に法人契約に該当しないが、契約名義

が個人であったとしても、上述のような任意団体がその事業目的又は営業目的で有料放送役務提供契約を締結するとみられる場合は、該当する。

② 都度契約(施行規則第 175 条第 8 項第 1 号、第 171 条の 2 第 18 号)

有料放送の役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる一過性のサービスを指し、例えば、PPV(ペイ・パー・ビュー)でスポーツ番組を一試合単位で視聴する場合などがこれに該当する。なお、継続的なサービスを、料金を前払いすることにより一定期間視聴することが可能になる場合(例えば、視聴権付ICカードを購入し受信機に装着することで通常の番組が数か月間視聴可能となるプリペイド型サービスなど)は、都度契約には該当しない。

③ 一定の要件を満たす変更・更新契約等(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号～第 5 号)

変更・更新契約(既に締結されている有料放送役務提供契約の一部の変更又は当該有料放送役務提供契約の更新を内容とする契約をいう。施行規則第 171 条の 2 第 15 号。)については、当初の契約の際に既に説明した基本説明事項(施行規則第 171 条の 2 第 23 号。詳細については本章第 2 節参照。)に変更が生じるものでなければ、既に説明した事項をあらためて説明する必要はなく、説明義務は適用されない(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号)。

また、当該基本説明事項に変更が生じる場合であっても、その変更内容がすべて次のア～エの範囲にとどまる場合は、説明義務は適用されない(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号イ～エ)。

なお、例外として、上記の要件を満たす変更・更新契約であっても、「期間制限・違約金付自動更新契約」(施行規則第 171 条の 2 第 17 号)に該当する場合は、説明義務が適用される(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号)。この場合における説明の方法については本章第 5 節(2)を参照。

ア 軽微変更(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号イ)

契約内容の変更のうち、受信者の住所の変更のようなケースと同レベルのごく軽微な変更であって、受信者利益の保護のため支障を生ずることがないものが該当する(施行規則第 171 条の 2 第 32 号)。

イ 受信者にとって不利とならない変更であって、有料放送事業者からの申出によるもの(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号ロ)

例えば、有料放送事業者の申出による、料金の値下げのみを内容とする変更契

約が該当する。たとえ受信者にとって不利とならない変更であっても、有料放送事業者からの申出ではなく、受信者からの申出による変更の場合は、該当しない。

ウ 受信設備の数の変更(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号ハ)

受信者からの申出による、受信設備の数の変更をいう。受信設備の数ごとに設定する台数別料金(施行規則第 171 条の 2 第 33 号)がこれに伴い変更される場合は、当該料金変更を含む。例えば、有料放送を別の部屋でも視聴できるようにするため2台目の契約を行う場合などが該当する。受信者からの申出による変更に限られ、有料放送事業者からの申出により受信設備の数の変更を行う場合は、該当しない。

エ チャンネル(放送番組)の変更(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号ニ)

受信者からの申出による、視聴するチャンネル(放送番組)の変更をいう。番組別料金(施行規則第 171 条の 2 第 34 号)や番組名(施行規則第 171 条の 2 第 35 号)がこれに伴い変更される場合は、当該料金等の変更を含む。例えば、有料多チャンネルサービスにおける、契約する単チャンネルやパックの変更が該当する。

これも、上記ウと同様に、受信者からの申出による変更に限られ、有料放送事業者からの申出によりチャンネルの変更を行う場合は、該当しない。

また、当該変更は、同一の受信設備上におけるチャンネル相互間で行われるものに限られる(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号ニ)。したがって、例えば、東経110度CSデジタル放送のチャンネルから東経124/128度CSデジタル放送のチャンネルへ変更するようなケースは、該当しない。

なお、以上ア～エはいずれも変更・更新契約における変更内容を述べたものであるが、例外的に、形式的には変更・更新契約には該当しないものの、実質的にはこれと同視し得ると認められる契約(要件の詳細については施行規則第 175 条第 8 項第 4 号及び第 5 号参照)についても、上記と同様に取り扱うこととし、説明義務を適用していない。

典型的に想定されるケースは、以下のとおりである。

- 契約の単位がCASカードごとになっているケースでは、上記ウのように別の部屋でも視聴できるよう2台目の契約を行う場合における当該契約は、形式的には新規契約に当たる場合があるが、これを上記ウの変更・更新契約と同様に取り扱う(施行規則第 175 条第 8 項第 4 号)。
- 東経110度 CS デジタル放送のように、同一の有料放送管理事業者(プラットフォーム)上において多数のチャンネルが提供されており、かつ、チャンネルご

とにその提供主体である有料放送事業者が異なるケースでは、上記工のように受信者が当該同一プラットフォーム上でチャンネルを変更する場合であっても、契約主体の変更を伴うこととなり、形式的には新規契約に当たる場合があるが、これを上記工の変更・更新契約と同様に取り扱う（施行規則第 175 条第 8 項第 5 号）。

他方、例えば、毎年、プロスポーツのシーズンに合わせて契約する受信者が、シーズン終了後にいったん完全に解約し、次のシーズンの開始の際にあらためて新規に契約するようなケースは、上記ア～エの変更・更新契約と同視し得るものとは認められず、説明義務が適用される。なお、一般論として、知識・経験が十分として口頭説明の省略を望む受信者に対する説明のあり方については、本章第4節(3)参照。

(5) いわゆるオプションについて

有料放送の役務が提供される際に、併せて、いわゆるオプションサービスが提供される場合がある。例えば、①多チャンネルのベーシック・パックとは別にオプション・チャンネルを追加提供する、②多チャンネル放送サービスと電話サービスやインターネット接続サービスを組み合わせた、いわゆるトリプルプレイ・サービスを提供する、③リアルタイムの有料放送サービスとビデオ・オン・デマンドサービス(VOD)を組み合わせて提供する、などである。

このうち、①のようなケースについては、当該オプション・チャンネルは、それ自体がベーシック・パックの構成チャンネルとは別個の独立した有料放送の役務であるから、当該オプション・チャンネルも本法の説明義務の対象となる。ただし、本節(4)のように、都度契約やチャンネル変更契約に該当し、結果として適用除外となることがある。

他方、②や③のように、有料放送の役務に該当しないオプションは、原則として、本法の説明義務の対象とはならない。ただし、有料放送役務提供契約の解除に伴いそれに違約金等が生じる(本章第2節(13)参照)など有料放送役務提供契約との間に何らかの関係性がある場合は、その範囲で部分的に説明義務の対象となることがある。

いずれにせよ、オプションについても、受信者から加入するという有効な意思の表示があった場合に限り加入したこととすべきことは当然である。

以下、本ガイドライン上で「オプション」という場合は、基本的には、上記②や③のようなケースを念頭に置くものとする。

なお、説明義務と異なり書面交付義務においては、有料放送事業者が締結し又は媒介等をするオプションサービスは、基本的に付随有償継続役務として契約書面への記載の対象となるものであり、具体的には第3章第2節(6)を参照されたい。また、媒介等業務受

託者が独自に提供するオプションについても書面交付に関するルールがあり、具体的には第7章第4節(1)を参照されたい。

更に、他業種の有償継続役務又は商品と有料放送の役務を一体的に販売する場合(いわゆるセット販売)の取扱いについては、本章第2節(13)も参照されたい。

【望ましい事例】

- ・ 有料放送の役務の利用を通常前提としたオプションについて、有料放送役務提供契約の解除に伴い自動的に解除されない場合又は有料放送の役務契約と解除の方法が異なる場合に、そうした旨を説明すること。

【不適切な事例】

- ・ オプションについて説明を行わないこと等により、オプションに加入することについて受信者の明確な意思が形成されているとは到底言えない状況で、勝手に加入させること。
- ・ 本体の有料放送役務提供契約のみの契約という選択肢を受信者に示すことなく、オプション加入が当然であるかのように装って加入させること。
- ・ 受信者のほとんど又は全員が加入している等、受信者を欺くような虚偽の内容を説明して加入させること。(不実告知の禁止(第6章第1節)にも該当し得る)

第2節 基本説明事項(施行規則第 175 条第1項、第 2 項)

基本説明事項とは、新規契約の締結又はその媒介等をしようとする場合に説明をしなければならない事項である(施行規則第 171 条の 2 第 23 号、第 175 条第 1 項・第2項)。具体的には、次の事項が該当する。変更・更新契約における説明事項については本章第 5 節を参照されたい。

なお、基本説明事項は、一部の項目を除き、書面交付義務(法第 150 条の 2。詳細については第 3 章を参照。)による契約書面(施行規則第 171 条の 2 第 8 号)への記載対象ともなっている。

(1) 有料放送事業者の氏名又は名称(名称等)(施行規則第 175 条第1項第1号イ)

有料放送の役務の提供を受けるに当たって受信者が直接相対する有料放送事業者を正しく認識できるよう、その法人名等の名称(個人の場合は氏名)を知らせることが必要である。

(2) 媒介等業務受託者の名称等(施行規則第 175 条第1項第2号)

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、(1)の有料放送事業者の名称等に加えて、媒介等を行っている旨及び当該媒介等業務受託者の名称等を説明することが必要であ

る。ここで、媒介等業務受託者の名称等としては、正式な会社名等に限られず、例えば「〇〇ショップ〇〇店」等の広く消費者に周知されている名称を用いることも可能である。

【不適切な事例】

媒介等を行っている旨及び媒介等業務受託者の名称等を一切知らせず、知名度の高い委託元有料放送事業者の名称等のみを知らせて契約締結に至ろうとすること。

(3) 有料放送事業者の連絡先等(施行規則第 175 条第1項第 1 号ロ、第 171 条の 2 第 31 号)

電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で受信者が苦情又は問合せを有料放送事業者に行うための連絡先等を説明することが必要である。電話による連絡先については、その受付時間帯も説明しなければならない。

消費者からの問合せ等の受付専用の連絡先等を設けている場合には、当該連絡先等を説明することとなる。他方、専用の連絡先等を設けていない場合においては、消費者からの問合せ等に応じる部門等に最終的に繋がるための連絡先等(例えば、電話であれば代表番号等)を説明することとなる(この場合、問合せ等に応じる部門等に円滑に繋げるようにする必要がある。)。また、例えばウェブページ上に問合せ等の連絡先等を設ける場合において、当該ページのURLが非常に長い場合などにおいては、消費者の利便性を考慮してトップページを説明することも認められる(この場合、問合せ等の連絡先等URLに直ちに飛べるようなリンクを貼る等する必要がある。)。電話の連絡先等を説明する場合で、例えば平日と土日祝日で受付時間帯が異なっているような場合には、それぞれの時間帯を説明する必要がある。

なお、本項目は有料放送事業者が苦情及び問合せに応じるための手段を規定するものではなく、したがって、上記の連絡手段の全てを説明する義務までは要しない。また、消費者からの苦情及び問合せへの対応について、外部委託を行っている場合については、当該委託先の連絡先等を説明することが可能であるが、その場合においては、有料放送事業者は苦情及び問合せの処理を当該委託先が迅速かつ適切に行うよう、十分な監督及び連携が必要である。

(4) 媒介等業務受託者の連絡先等(施行規則第 175 条第1項第 2 号、第 171 条の 2 第 31 号)

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、有料放送事業者が媒介等業務受託者についての苦情及び問合せの処理も行う場合を除き、(3)の事項に加えて、電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で受信者が媒介等業務受託者に苦情又は問合せを行うための連絡先等を説明することが必要である。電話による連絡先については、

その受付時間帯も説明しなければならない。

他の留意事項については、(3)と同様である。

(5) 有料放送の役務の内容(施行規則第 175 条第1項第 3 号)

有料放送役務提供契約により受信者が提供を受けることができる有料放送の役務の具体的な内容をいう。少なくとも、次の事項を説明しなければならない。

①名称(施行規則第 175 条第1項第 3 号イ)

各有料放送事業者が定める具体的なサービス名をいう。

②提供を受けることができる場所(施行規則第 175 条第1項第 3 号ロ)

移動受信用地上基幹放送のように、有料放送の役務の利用可能性がその提供を受けようとする場所によって変動し、かつ、そうした状況についてあらかじめ確定的に明らかにすることが難しい場合には、そのことによる利用できる場所に係る制限事項を説明しなければならない。

③災害放送に係る制限(施行規則第 175 条第1項第3号ハ)

基幹放送事業者は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をしなければならないこととされている(災害放送義務。法第108条)が、一般放送事業者には当該義務は適用されていない。

災害時に、災害放送への切り替え等を行わずに通常の番組を続けるのか、通常の番組を中断して災害放送に切り替えるのかといった点は、受信者の生命、身体等にも関わる重要な問題であることから、そういった災害放送に関する制限を説明する必要がある。

④対象とする受信者層を限定するための制限(施行規則第 175 条第1項第3号ニ)

法第 93 条の規定に基づく基幹放送の業務の認定に際しては、放送番組に成人向け番組が含まれる場合には、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずることが、認定の審査において求められている(放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)別紙2:2(1)後段)。このように、対象とする受信者層を限定するための制限を設けている場合には、その制限についての説明をしなければならない。

⑤その他の利用制限(施行規則第 175 条第1項第3号ホ)

これまで掲げた事項のほか、有料放送サービスの利用に関する制限があれば、その旨も含めて説明しなければならない。

(6) 有料放送の役務に関する料金(施行規則第 175 条第1項第4号)

個々の受信者に適用される、料金プラン等の有料放送サービスの料金をいう。例えば、次のような項目の費用が挙げられる。

- ① 月額料金
- ② 複数台割引、チャンネル組み合わせ割引等の料金割引
- ③ 事務手数料等の契約初期にのみ生じる料金(工事費は本節(7)参照)

割引については、料金割引が適用される可能性がある場合のほか、料金割引に相当するキャッシュバック等の特典が付与される場合には、そうした割引の内容も説明する必要がある。なお、契約期間のうち一部の期間に限定して割引をする場合については、追加的説明事項が定められている(本節(8)を参照)。

(7) その他の経費(施行規則第 175 条第1項第5号)

(6)の料金に含まれていない経費がある場合にはその内容を説明する必要がある。例えば、有料放送サービスの一環として提供されるセットトップボックス(STB)のレンタル料や工事費などが該当する。割引についても説明しなければならないことは(6)と同様である。

なお、本項目により説明することによって、その経費の受信者への請求が直ちに正当化されるわけではない。例えば、受信者について実際の工事が行われていないにもかかわらず工事費の名目で当該受信者に経費を請求することは、その請求がされる旨の説明があらかじめされていたとしても、当然不適切である。

(8) 期間限定の割引の適用期間等の条件(施行規則第 175 条第1項第6号)

契約している期間のうち一部の期間に限り料金その他の経費の額が割り引かれる場合には、(6)及び(7)で割引額等の内容について説明しなければならないほか、本項目により、割引が適用される期間その他の条件を説明しなければならない。適用される契約期間を定めずに割引をする場合は該当しないが、次回の契約更新までの間に限っての割引を行う場合は、該当する。

具体的に説明を要する内容としては、割引が適用される契約期間(始期及び終期、当初1年間等)、適用の範囲(例えば、月額視聴料、機器レンタル料のうち、どの項目に割引が適用されるのか等)や適用対象、他の契約を解除するなど一定の条件を満たした場合に割引が解消されることがあるのであればその条件の内容、更に申込み時期によって当

該割引の適用が変わる場合にその旨が考えられる。

また、利用開始後一定期間経過した後にキャッシュバック等を提供する場合で、それが料金その他の経費の割引に相当する場合は、本項目により、当該キャッシュバック等が提供される時期及び提供を受けるための条件(キャッシュバックを受けるために必要な情報を受け取る方法等)を説明する必要がある。

(9) 契約解除・契約変更の連絡先等及び方法(施行規則第 175 条第1項第7号、第 171 条の2 第 31 号)

受信者が契約解除又は契約変更をするための連絡先等及び連絡方法を説明しなければならない。(3)及び(4)の苦情及び問合せを行うための連絡先等と同じである場合は、その旨説明すれば足りる。

契約解除・契約変更をする際に、IDとパスワードが必須とされる場合、また、所定の用紙による申込が必要とされる場合や特定の書類を求める場合などには、その旨説明することが必要であるが、契約解除・契約変更が特別の手續を要するものでない場合には、連絡先等のみを案内することにより対応することも可能である。

なお、初期契約解除制度による契約解除については、(11)を参照。

(10) 契約解除・契約変更の条件等(施行規則第 175 条第1項第8号)

受信者からの申出による契約解除又は契約変更の条件等に関する定めがあるときはその内容の説明が必要である。

契約締結後一定期間に限り無料で契約解除又は契約変更をすることができる場合や、一定期間を経過しなければ無料で契約解除又は契約変更をすることができない場合等には、その期間を説明しなければならない(施行規則第 175 条第1項第8号イ)。また、契約解除又は契約変更の場合に違約金その他の債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ約した金銭(名称は問わない。)の支払を必要とする旨を定めているときは、その旨及びその具体的な金額又は算定方法を説明しなければならない(施行規則第 175 条第1項第8号ロ)。更に、受信者が有料放送サービスの一環としてのセットトップボックス(STB)等を有料放送事業者又は媒介等業務受託者(代理店)からレンタルして有料放送の役務の提供を受けている場合であって、当該契約の解除又は変更をするときに、受信者が当該機器の返却送料等を負担する必要がある旨を定めるときは、その旨及び標準的な経費又は算定方法も説明しなければならない(施行規則第 175 条第1項第8号ハ)。

(11) 初期契約解除(法第 150 条の 3 第 1 項による「書面による解除」をいう。詳細については第4章を参照。)に関する事項(施行規則第 175 条第1項第9号)

初期契約解除制度が適用される場合は、当該制度そのものに関しては、初期契約解除が可能である旨(書面により契約解除が可能等)、初期契約解除が可能である期間(契約書面を受領した日を含む8日間等)及び更に詳細は契約書面に記載されている旨の説明が最低限必要である。初期契約解除が適用されていない場合の初期契約解除が適用されない旨の説明は義務とまではしていない。

(9)及び(10)の事項については、初期契約解除制度を利用して行う契約解除の場合にその内容が通常の中途解約の場合よりも受信者により不利益となるケースにおいて、改めて内容の説明が必要である。例えば、初期契約解除に伴い受信者が支払うべき額(施行規則第175条第1項第8号ロ及びハに該当)については、通常の中途解約の場合より受信者に不利益な算定方法となっている場合には、その不利益となる算定方法について説明しなければならない。

なお、初期契約解除により契約解除した場合に、元々利用していた有料放送事業者のサービスに戻ることに時間がかかる恐れがあるなど、契約解除に伴い支払うべき額以外に受信者への不利益が生じることが予想される場合は、その内容を契約前に説明することが望ましい。また、オプションサービスや一体的に販売される他の役務の契約解除についても、初期契約解除の場合に中途解約より受信者に不利益となる取り扱いがされる場合は、その旨を説明することが望ましい。(第1節(5)の望ましい事例や本節(13)も参照。)

(12) 有料放送管理事業者に係る特例(施行規則第175条第2項)

例えば、数十チャンネルで構成される多チャンネル・パックのように、有料放送管理事業者が多数の有料放送事業者のチャンネルを束ねてパックで媒介等を行っている場合に、本節(1)や(3)で全ての有料放送事業者の名称等を説明することは、事業者側・受信者側の双方にとっていたずらに煩雑なものとなるおそれがある。有料放送管理事業者に対しては、消費者保護の観点から、放送法上、独自の規律が適用されているところであり、上記の多チャンネル・パックのようなケースでは、受信者と直接相対している当該有料放送管理事業者の名称等のみを説明するほうが、消費者保護の観点からも、むしろシンプルで分かりやすいものと考えられる。

このような点を踏まえ、有料放送管理事業者が契約締結の媒介等を行う場合においては、本節(1)、(3)については、有料放送事業者の名称等に代えて、その有料放送管理事業者の名称等により、説明を行うことができることとしている。

この特例を活用する場合は、本節(2)、(4)の媒介等業務受託者(代理店)の名称等の説明については、当該有料放送管理事業者が二次代理店以下に再委託を行っている場合に限り、当該二次代理店以下の名称等を説明すれば足りる(施行規則第175条第2項後段の読替規定)。

(13) 他業種との一体的な販売がされる時の説明事項の取扱い

説明対象の有料放送の役務を、他業種の有償継続役務(例:電気通信役務、電気の供給等)又は他業種の商品とセットで販売する場合は、セット割引の内容を含む料金等に関する本法の説明義務としては、少なくとも有料放送の役務に関係する部分を説明する必要が生じるものである。

セット販売に係る各契約の拘束期間が個別に設定されており、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金が発生する事態が生じ得る場合は、契約解除・契約変更の条件等についての説明((10)参照)として、有料放送役務提供契約の解除に関する説明はもちろんのこと、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金が発生する旨も説明することが必要である。

また、他業種の契約については、通常、有料放送役務提供契約の解除に伴い自動的に契約解除されず、有料放送役務提供契約と契約解除の方法が異なる場合も多いと考えられるが、そうした旨についても平均的な消費者の理解が形成されるよう対応することが望ましい。

第3節 説明方法(施行規則第175条第5項)

(1) 共通事項

「説明」とは、単に有料放送事業者等が説明すべき事項に関する情報を、何らかの手段で消費者が入手できる状態とする、あるいは何らかの手段で伝達するだけでは不十分であり、消費者が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該消費者の理解が形成されたという状態におくことをいう。

ただし、個々の消費者の理解力等は千差万別であるので、全ての消費者が実際に十分な理解が形成されていることを確認することまでは求められない。有料放送の役務の種類に応じて、平均的な消費者が理解することができる程度に理解しやすい内容及び方法で情報が伝達されていれば、有料放送事業者等がその個別の消費者がそれを理解していないということを認識しているのにもかかわらずその状態を解消しようとしなかったという事情がない限り、説明義務は果たされたと考えるのが適当である。また、例えば多チャンネル・パックのように、同時に複数の同種の有料放送サービスを申し込む場合には、まとめて説明がなされれば十分であると考えられる。

また、有料放送事業者等が説明をしようとしても、受信者が説明を受けることを拒んだり、説明は不要である旨の意思を表示する場合には、説明が行われなくとも問題ないが、説明不要である旨の意思表示がされるよう有料放送事業者等が誘導した場合や有

料放送事業者等が説明の省略を自ら選択肢として提示した場合は、説明義務が履行されたとは言えない。

説明は、有料放送役務提供契約の締結又はその媒介等をしようとするときに行うものであり、したがって少なくとも当該契約が締結されるまでには行わなければならない（法第 150 条、施行規則第 175 条第 1 項柱書き）。なお、期間制限・違約金付自動更新契約（施行規則第 171 条の 2 第 17 号）を行う場合における通知による説明（施行規則第 175 条第 4 項）の時期については、本章第 5 節（2）を参照されたい。

（2）原則的な説明方法

説明事項を記載した書面（説明書面）を交付し、これに基づき口頭で説明することが原則である（施行規則第 150 条第 5 項）。説明書面は、説明事項を分かりやすく記載したものであり、例えばカタログやパンフレットが該当する。他方、文章等により詳細を全て記載（説明）するようなことまでは求められず、あくまで概要について「分かりやすさ」に重点を置いて書面を作成・交付し説明がされることが想定されており、例えば、細かい契約事項が全て記載された契約約款の単なる写しなどは分かりやすい記載とはならない。また、例えばページ数が相当多いようなカタログにおいては、説明事項が同カタログ中に点在することとなってはならず、できるだけ一連のページ（例えば、郵送用申込書面が添付されている場合は、その近く。）に説明事項がまとめられていることが求められる。

説明書面は、対面で直接手渡す場合のほか、郵送等の手段により行うことも可能である。ただし、契約締結（消費者からの申込みに対する承諾）の前に書面を交付する必要があることから、郵送は受信者からの承諾の前に行う必要がある。

対面による説明の場合には、原則として、書面の交付のみではなく口頭による説明も併せて行うことが必要である。ただし、例えば、説明義務対象ではないオプションについての勧誘をすることは控えた上で、

- （ア） 平均的な消費者が内容を読めば直ちに、きわめて容易かつ確実に理解できるような方法で説明事項のみを記載した書面を準備し、
- （イ） 消費者に対して、次の事項を口頭で伝え、
 - ・ 当該書面に説明事項が記載されていることから書面中に記載された個々の説明事項を読んで提供条件の概要を理解していただきたい旨
 - ・ 書面を読んで不明な点がある場合には、質問をしていただければ口頭による説明を行う旨
- （ウ） （ア）の書面を当該消費者の面前に示す形で交付する

というような方法をとることにより、消費者が十分に理解できる場合には、必ずしも口頭による説明が必要とならない場合もあると考えられる。

【望ましい例】

- ① 説明事項のみ記載した専用の用紙(1枚～数枚程度にまとめたもの)を交付して口頭での説明を行うこと。
- ② 文字数を減らし色遣いを工夫するなどしたユニバーサルデザインに配慮した説明書面を作成し使用すること。
- ③ 付随する契約等を含めて、受信者が当初の請求時に支払わなければならない見込みの総額、その後の割引期間中の見込み総額及び割引期間終了後の見込み総額を計算し、伝達すること。

【不適切な例】

- ① 専用の説明書面を準備することなく、説明事項以外にも多くの事項が記載された書面やカタログ類等のみを交付し、かつ、口頭での説明をしないこと。
- ② 受信者と対面で接して契約の締結又は媒介等をしている場合に、上記(ア)のような書面を準備することなく、かつ、口頭での説明をしないこと。更に、それにもかかわらず、適切な説明をしたかのような記録をし、又は適切な説明をした旨の確認を受信者に行わせること。

(3) 代替的な説明方法(電磁的方法等)

(2)の方法によらない場合は、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示、CD-ROM等の記録媒体の送付又は電話による説明が、そうした方法により説明することに受信者が了解したとき、すなわち受信者の意思が確認できたときに限り、認められる(施行規則第175条第5項ただし書)。なお、「説明することに了解したとき」としては、消費者から書面交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を自ら積極的に請求する場合のほか、有料放送事業者等が書面の交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を行うことについて当該消費者の了解の意思表示が明示された場合及び明示がなくとも了解の意思表示があるものと十分に推測される場合が、これに該当する。したがって、例えば消費者側が自らオンライン・サインアップで契約を締結しようとする場合、ダイレクトメール等を見て申込書面を郵送してくる場合や電話で問合せを行う場合には、当該ウェブページやダイレクトメール等に説明事項を表示する方法により説明する旨を有料放送事業者等が分かりやすく表示してあれば、通常消費者の了解の意思表示があるものと推測される。しかしながら、有料放送事業者等から消費者に電話勧誘を行う場合には、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。(具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答を得ることが考えられる。)

各方法の詳細は、次のとおりである。

① 電子メール(施行規則第 175 条第 5 項第1号)

電子メールの本文に説明事項を記載し、又は電子メールに添付するファイルに説明事項を記載して、これを消費者に送信する方法である。電子メールを受信した消費者において、説明事項を記載したものを印刷することができるようにされていることが必要である。

携帯電話宛での印刷できないSMSにより、説明事項を掲載したウェブページを指すURL等を送信する方法については、本項目の電子メールは印刷可能であることが要件であるので、URL等により誘導されるウェブページが次の②による方法に該当すれば可能である。

② ウェブページに掲載する方法(施行規則第 175 条第 5 項第2号又は第3号)

ウェブページ上に説明事項を表示して、これをインターネットを介してアクセスしてきた受信者の閲覧に供する方法である。いわゆるオンライン・サインアップによる契約締結の際には、これにより説明を行うことができる。

ウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができるようにされていること又はウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができない場合(携帯電話向けサイト等)には、説明をした後、遅滞なく書面を交付(送付等)するか、説明事項がサーバー上のファイルに記録された日、すなわち契約締結日から3ヶ月間、消去又は改変できない状態にした上でサーバー上に保存し閲覧可能な状態を維持することが必要である。

なお、消費者が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに飛んでしまうことのないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに飛ぶこととなるよう、リンク先表示のための文字列を当該ウェブページの一番最後に表示するなどの工夫を行う必要があると考えられる。

③ 記録媒体を交付する方法(施行規則第 175 条第 5 項第4号)

フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付(送付等)することにより説明する方法である。

④ ダイレクトメール等広告に表示する方法(施行規則第 175 条第 5 項第5号)

ダイレクトメールその他これに類する広告媒体に、説明事項を記載することにより説明する方法であり、原則的な説明方法と異なり、説明の行為としての特段の書面の交付までは行わず、受信者の了解を得た上で、ダイレクトメール等の広告に付随して説明事項を表示する方法である。

広告とは、消費者を誘引するため、有料放送サービスの内容について有料放送事業者等が宣伝を行うことであり、ダイレクトメールに類する媒体としては、カタログ、パンフレット等が想定される。消費者が契約の際に通常手元にとって閲覧しないことも多いと考えられる媒体、例えば店舗における幟・旗などは、本項目で認められる広告媒体に該当しない。

より具体的には、ダイレクトメールや家電量販店等に置かれたカタログを見て郵送申込みをする場合に、当該ダイレクトメール等に説明事項を記載する方法が想定される。

有料放送事業者等は、本号の方法により説明を行う場合には、特に分かりやすい記載に留意する必要がある。すなわち、広告には、説明事項以外の多くの情報が通常併せて掲載されるものであることから、消費者が説明事項を読んだ上で申込みを行うことができるよう、例えば、郵送用申込書面上や申込書のすぐ近くに説明事項を整然と記載するなどの配慮が必要である。

⑤ 電話による方法(施行規則第 175 条第 5 項第6号)

電話勧誘等において電話により説明する方法を採用する場合は、まず、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされる必要がある(具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答を得る等する必要がある。)と考えられる。更に、受信者が説明を受けた内容を確認できるようにするため、電話口での説明の後、遅滞なく(少なくとも契約書面の交付までに)、説明書面を交付(送付等)しなければならない。

電話口での説明は、契約しているチャンネル(放送番組)の変更などの比較的容易な内容の場合であれば、自動音声によることも可能である。

第4節 適合性の原則(施行規則第175条第6項)

有料放送事業者等は、受信者の知識及び経験並びに契約締結の目的に照らして、受信者に理解されるために必要な方法及び程度で提供条件概要説明を行わなければならない(いわゆる適合性の原則)(施行規則第 175 条第 6 項)。ここでは、適合性の原則を踏まえた説明を行うために、まず受信者の属性等の的確な把握が重要であることを解説し、続いて、受信者の主な属性ごとに、望ましい説明方法、適切と考えられる方法及び不適切な説明方法等を解説する。

ただし、これらの説明方法の記載は、あくまで例示であり、提供される有料放送サービ

スの内容、受信者層、受信者数等が様々であることから、説明方法の妥当性は、最終的には個別具体的な事情に応じて判断されるものである。

(1) 受信者の属性等の的確な把握

適合性の原則に照らして適切な提供条件概要説明を行うために、有料放送事業者等は、受信者の知識及び経験並びに契約の目的に関する情報の収集に努めるとともに、受信者の属性（高齢者、未成年者、障がい者及び認知障がい者が認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等）をできる限りの確に把握することが重要である。

そのため、受信者の属性を把握し、判断する方法（例：高齢者の定義）について、社内規則等で規定することが求められる。その際は、例えば業界における自主基準等を参照しつつ検討することが考えられる。

なお、受信者が能動的に申し込む通信販売については、特段の事情のない限り、受信者の属性の把握・判断について特段の措置を講じる必要はない。

(2) 特に配慮が必要と考えられる受信者に対する説明

高齢者、障がい者、未成年者等のように特に配慮が必要と考えられる受信者に対しては、まず、当初購入する意図がなかった有料放送の役務について勧誘等をする場合に、当該受信者が契約を締結する目的を踏まえ、十分に契約内容を理解し、その役務を必要とするかどうかも含め、受信者が適切に判断できるような説明を行うことが重要である。このほか、それぞれの受信者属性について、望ましい方法及び不適切な方法を例示すると次のとおりである。

① 高齢者に対する説明

【望ましい例】

- ・ 専用資料の使用

専用の資料を用意した上で、本人の意思に応じてより丁寧かつ詳細な説明を行うとともに、求める説明を行ったことを確認する。

- ・ 親族等の同席

説明時に高齢者の同居家族、親族等に同席してもらいサービス内容の説明等を実施する。

- ・ 複数の販売員による説明

2名以上の販売員によりサービス内容の説明等を実施し、説明者ではない販売員が、高齢者の言動や態度を観察し、サービス内容の理解度を確認する。

【不適切な例】

- ・ 認知障がいのある受信者であると判断しながら、期間拘束のある複雑な料金プランのサービスについて、通常どおりの説明のみを実施して契約を締結する。

②障がい者に対する説明

【望ましい例】

- ・ 筆談、読み上げなど多様なコミュニケーション方法や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行う。
- ・ 見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料等)、知的障がいその他の障がいを持つ障がい者に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等)を行う。
- ・ ホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど、情報通信技術を活用し、視覚・聴覚障がい者が利用しやすいものとする。

③未成年に対する説明

【望ましい例】

- ・ ペアレンタルロック(本章第2節(5)④)について、必要に応じて説明を行う。
- ・ 一般的に想定される高額利用について、その防止のために注意喚起する。

(3)知識・経験が十分として口頭説明の省略を望む受信者に対する説明

説明に際し特に配慮が必要と認められる受信者以外の受信者が口頭説明の省略を望む場合については、受信者からのそうした要望及び承諾についての自発的な意思と当該受信者の知識、経験又は契約目的を確認した上で、例えば、有料放送の役務の基礎的な部分等、以前契約を行った際に説明した内容と重複するものについては口頭での説明を省略するなど、説明に要する時間の拡大等の受信者の負担にも対応することが適切な場合もあると考えられる。より具体的に適切と考えられる説明方法を例示すると、次のとおりである。

【適切と考えられる方法の例】

- ・ 既に説明対象の有料放送役務提供契約を締結した受信者が、同一又はほぼ同一の提供条件で追加の契約をしようとするときに、受信者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。
- ・ 説明をしようとする有料放送サービスの利用経験(例:1年以上)を確認し、客観的な記録を作成するとともに、当該利用経験が十分と考えられる場合にのみ、受信者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。

第5節 変更・更新時の説明(施行規則第175条第3項、第4項)

本法では、新規契約に加えて、変更・更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときも、説明義務等の対象としている(変更・更新契約の定義については本章第1節(4)③参照)。

(1) 通常の変更・更新契約の場合(施行規則第175条第3項)

新規契約と異なり、変更・更新契約については本章第1節(4)③、で述べたとおり、既に説明した事項(基本説明事項)をあらためて説明する必要はなく、変更が生じた部分のみ説明を行えば足りる。ただし、例外として、期間制限・違約金付自動更新契約(施行規則第171条の2第17号)に該当する場合には、たとえ基本説明事項に変更が生じない単純更新の場合であっても、受信者保護のため、一定の通知を行う必要がある。詳細については本節(2)を参照されたい。

なお、説明方法については新規契約の場合と同様であるが、有料放送事業者からの説明の方法をあらかじめ契約約款等に定めておくことにより、代替的な説明方法(本章第3節(3))により説明することも可能である。

(2) 期間制限・違約金付自動更新契約をしようとする場合(期間制限・違約金付自動更新時の事前通知)(施行規則第175条第4項、第171条の2第17号)

期間制限・違約金付自動更新契約とは、受信者からの更新しない旨の申出がない限り更新が行われる変更・更新契約で、契約変更・契約解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金の定めがあるものをいう(施行規則第171条の2第17号)。例えば、契約期間満了時に違約金なしで契約解除できる期間が限られ、当該期間経過後は再度2年間の期間拘束となる、いわゆる「2年縛り」契約の更新が該当する。更新後の契約に期間拘束がなく、いつでも違約金なしに契約解除できることとなる場合は、該当しない。

期間制限・違約金付自動更新契約については、説明義務としては、次の事項を受信者に通知することが必要である。(施行規則第175条第4項)

- ① 受信者からの更新しない旨の申出(契約解除手続)がない限り、契約が更新される旨(施行規則第175条第4項第1号柱書き)
- ② 上記更新後は再び期間拘束が発生し、その拘束期間内に契約解除した場合には違約金が発生する旨(施行規則第175条第4項第1号イ・ロ)
- ③ ②の拘束期間(施行規則第175条第4項第2号前段)
拘束期間の長さであり、例えば「2年」という説明が考えられる。
- ④ ②の違約金の額(施行規則第175条第4項第2号後段)

期間拘束に反して契約解除した場合の具体的な違約金額である。

- ⑤ 受信者からの更新しない旨の申出を行うための連絡先等及び方法(施行規則第175条第4項第3号)

違約金なしで契約解除できる期間において解除手続を行うための連絡先等及びその方法に関する説明を指す。特段の事情のない限り、違約金なく契約解除可能な具体的な期間(○月○日まで違約金なしで契約解除可能、等)を含む。

- ⑥ 当該更新に伴い基本説明事項に変更がある場合は、変更する基本説明事項(施行規則第175条第4項第4号)

例えば当該更新の機会を捉えて事業者が料金を変更する場合は、それについても通知の中で説明しなければならない。

説明方法としては、新規契約の場合のルールは適用されず、通知で行うこととなる。通知の方法は問われないが、書面又はSMSを含む電子メールが一般的に想定される。受信者の理解を形成する観点から、電子メールの場合は、特段の事情のない限り、少なくとも①と②の事項及び⑥のうち違約金なく契約解除可能な具体的な期間の事項は電子メール本文に記載することが求められる。その他の事項、例えば更新後の拘束期間及び具体的な違約金額は、リンク先での掲載で差し支えないが、リンク先ではこれらを容易に確認できることが求められる。その他の留意点については、第3節(1)を参照されたい。

通知の時期は、違約金なしに契約解除できる期間(受信者が申し出ることにより当該更新を中止できる期間)が到来する前であって、かつ、一般的な消費者の当該更新に関する理解が当該期間の開始時において失われない程度、当該期間に接近していることが必要である。

第6節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、説明義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした有料放送事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令(法第156条第3項第1号)等が発動されることがある。

なお、説明義務は、説明事項及び説明方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、説明義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。

第3章 書面交付（法第150条の2）関係

有料放送事業者は、有料放送役務提供契約が成立したときは、遅滞なく、受信者に対し、その受信者の個別の契約内容を明らかにした契約書面（法第150条の2第1項の規定により有料放送役務提供契約が成立したときに作成する書面をいう。施行規則第171条の2第8号。）を交付しなければならない（法第150条の2第1項）。契約書面は、契約内容が事後的に受信者に分かるようにするという役割を果たすほか、初期契約解除制度（法第150条の3第1項による「書面による解除」をいう。詳細については第4章を参照。）が適用される場合は、契約書面の受領日等から起算して8日を経過する間まで初期契約解除が可能となるものであり、契約書面の交付が初期契約解除可能な期間を確定させる役割を担う。

また、紙媒体による物理的な契約書面の交付に代えて、契約書面の記載事項の電磁的方法による提供（電子交付）が、一定の方法により受信者から明示的承諾を得た場合に認められる（法第150条の2第2項）。

本章では、物理的な契約書面の交付の義務及びそれに代わる契約書面記載事項の電子交付の義務（両者を併せて書面交付義務と呼ぶ。以下「契約書面」には特記ない限り電子交付される契約書面内容を含む。）について、基本的な遵守事項及び有料放送事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

(1) 対象となる有料放送の役務

第1章を参照。説明義務の対象と同一である。いわゆるオプションサービス（本章第2節（6）の付随有償継続役務）は、書面交付義務対象である有料放送役務提供契約（変更・更新契約を含む）の成立に併せてその加入又は変更をした場合に当該有料放送の役務の契約書面への記載が必要となるが、オプションサービス単体の加入又は変更があった場合は、それ自体が書面交付の対象役務である場合を除き、本法による書面交付義務が生じるものではない。

(2) 契約書面の交付をすべき者（法第150条の2第1項）

有料放送役務提供契約を締結した有料放送事業者である。説明義務と異なり、媒介等業務受託者に義務が課されるものではない。ただし、媒介等業務受託者による書面交付については、媒介等業務受託者に対する指導等の措置（法第151条の3。第7章を参照。）によるルールがある。

(3) 契約書面の交付を受ける者

有料放送役務提供契約を締結した受信者である。法人その他の団体である受信者については、「法人契約」に該当する場合に、適用除外となる（「法人契約」の範囲については第2章第1節(4)①を参照。）。

(4) 書面交付義務が適用されない契約（施行規則第 175 条の2第 7 項）

次の契約については、書面交付義務は適用されない。

① 説明義務が適用されない契約（施行規則第 175 条の 2 第 7 項第1号、第 175 条第 8 項第 1 号～第 5 号）

具体的には以下の契約である。

ア 法人契約（施行規則第 175 条第 8 項第 2 号、第 171 条の 2 第 19 号）
第2章第1節(4)①を参照。

イ 都度契約（施行規則第 175 条第 8 項第 1 号、第 171 条の 2 第 18 号）
第2章第1節(4)②を参照。

ウ 一定の要件を満たす変更・更新契約等（施行規則第 175 条第 8 項第 3 号～第 5 号）
第2章第1節(4)③を参照。

なお、契約締結後の書面交付義務については、契約締結前の説明義務とは異なり、期間制限・違約金付自動更新契約に関する特別な取扱いは適用されない（施行規則第 175 条の 2 第 7 項第1号後段の読替規定）。

② 相当の書面を事前交付した場合（施行規則第 175 条の 2 第 7 項第2号）

初期契約解除が適用されない契約（詳細については第4章第1節(4)を参照。）の場合に、説明義務により料金等の提供条件について説明する時から契約成立までの間に、既に契約書面に相当する書面（記載事項など契約書面に関する規律に従って作成した書面）を交付した場合は、改めて契約成立後に契約書面を交付する必要はない。また、電子交付の承諾の方法と同様の方法により受信者の明示的な承諾を得た上で、説明義務の説明時から契約成立時までにおいて契約書面の内容を電子交付した場合も、同様に改めての交付は不要である。

なお、初期契約解除が適用される場合は、この限りでなく、原則どおり契約成立後に契約書面を交付し、それにより初期契約解除が可能な期間を確定させることが必要である。

第2節 契約書面の記載事項(施行規則第 175 条の2第1項～第 3 項)

契約書面には、次の事項について個別の契約の内容が明らかになるよう記載しなければならない。(施行規則第 175 条の2第1項)

※下線の意味については、本章第3節(2)を参照。

(1) 書面の内容を十分に読むべき旨(施行規則第 175 条の 2 第1項第 7 号)

例えば書面の冒頭に「契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください」のような記載をすることが考えられる。

(2) 基本説明事項(媒介等業務受託者の名称・連絡先等を除く。)(施行規則第 175 条の 2 第1項第 2 号、第 171 条の 2 第 23 号)

具体的には次の事項を指す。各事項の内容は、説明義務(第2章第2節)の解説を参照。

① 有料放送事業者の名称等

第2章第2節(1)を参照。

② 有料放送事業者の連絡先等

第2章第2節(3)を参照。

※有料放送管理事業者に係る特例

説明義務同様に、上記①②の有料放送事業者の名称・連絡先等に代えて有料放送管理事業者の名称・連絡先等を記載する場合(第 2 章第 2 節(12)参照。)には、受信者が本来の契約の相手方である各有料放送事業者の名称・連絡先等をいつでも確認することができるよう、それらの一覧をウェブページ上に掲載し、契約書面にはそのウェブページにアクセスするための情報(URL 等)とその説明を併せて記載しなければならない(施行規則第 175 条の 2 第 2 項)。

③ 有料放送の役務の内容(次の事項を含む。)

・名称

第2章第2節(5)①を参照。

・提供を受けることができる場所

第2章第2節(5)②を参照。

・災害放送に係る制限

第2章第2節(5)③を参照。

・対象とする受信者層を限定するための制限

第2章第2節(5)④を参照。

・その他の利用制限

第2章第2節(5)⑤を参照。

④ 有料放送の役務に関する料金

第2章第2節(6)を参照。

⑤ その他の経費

第2章第2節(7)を参照。

⑥ 期間限定の割引の適用期間等の条件

第2章第2節(8)を参照。

⑦ 契約解除・契約変更の連絡先等及び方法

第2章第2節(9)を参照。

⑧ 違約金額、その他契約解除・契約変更の条件等

第2章第2節(10)を参照。

(3) 契約特定情報(施行規則第175条の2第1項第1号、第171条の2第29号)

契約成立年月日、受信者の氏名・住所、及び契約者番号など、問合せ等の際にそれを用いることにより契約を特定できる情報を記載する。

(4) 料金支払の時期・方法(施行規則第175条の2第1項第3号)

料金の支払の時期や方法について「口座振替による支払、毎月〇日引き落とし」のように具体的に記載するか、又はその見込みについて記載する。

(5) サービス提供開始の予定時期に関する説明(施行規則第175条の2第1項第4号)

有料放送の役務の提供の予定時期について、「〇月〇日提供開始予定」のように具体的に記載するか、又は「提供開始のための工事についてはおおむね〇日以内に実施し、工事日は別途御連絡します」等、その見込みについて記載する。見込みを記載する場合であっても、初期契約解除が適用される移動受信用地上基幹放送の場合は、提供開始日が初期契約解除可能な期間の確定に関わるため、具体的な日についての記載(〇日後見込み、〇月〇日見込み等)が必要である。

(6) 付随有償継続役務の内容を明らかにするための次の事項(施行規則第175条の2第1項第5号、第171条の2第36号)

① 名称(施行規則第175条の2第1項第5号イ)

② 料金その他の経費(施行規則第175条の2第1項第5号ロ)

③ 期間限定の割引の条件(施行規則第175条の2第1項第5号ハ)

④ 契約解除・契約変更の条件等(施行規則第175条の2第1項第5号ニ)

⑤ 有料放送の役務の本体部分と契約解除・契約変更の連絡先等及び方法が異なる場合はその連絡先等及び方法(施行規則第175条の2第1項第5号ホ)

いわゆるオプションサービスに関する記載事項である。上記①～⑤に列挙されている事項は記載が必須であるが、これだけではサービスの内容が明らかにならない場合、例えば「オプションA」という名称になっておりそれだけでは何のサービスか分からない場合は、併せてサービスの内容を説明する記載が必要である。

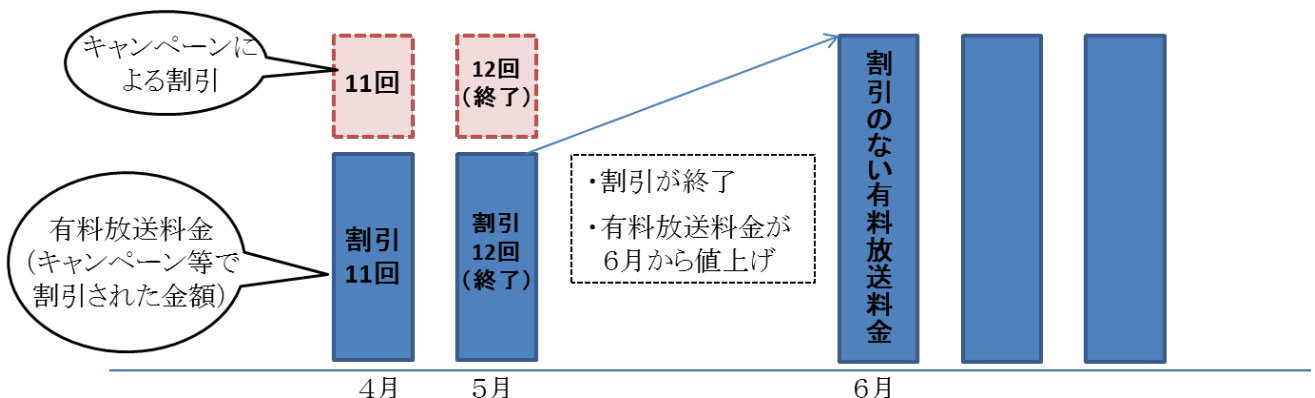
ここでの記載対象となる付随有償継続役務とは、有料放送役務提供契約の締結に付随して有料放送事業者が契約締結し又は媒介等する有償継続役務等を指す。「有償」とは、その役務の利用のために、有料放送の役務の本体部分とは別途となる追加的な対価を受信者が支払わなければならないことを指し、恒常的に有料で提供されるもののほか、一定期間は無料で提供された後に有料になる形態も含む。「継続」とは、月額での料金設定等により、一度加入すればその役務を利用できる状態が続くことを指し、役務の利用の都度加入又は契約が必要となる1回限りのサービスや物品の単純な売買は該当しない。ただし、定期的に商品を届ける等、商品を継続して供給するサービスは該当する。具体的な例として、番組ガイド誌の定期配達や水回り及び鍵のトラブル時の生活サポートなど多様なサービスが想定される。

なお、他の書面交付義務対象の有料放送の役務であって一体的に販売されるものや一体的に販売される他業種の役務(第2章第2節(13)参照)については、基本的に該当すると考えられるが、その記載方法は本章第3節(2)④を参照されたい。

(7) 複雑な割引の仕組みについての図示(施行規則第175条の2第3項第1号)

他の契約の締結等を条件として、期間限定の割引をする場合は、割引中及び割引終了後の割引後料金額(その他の経費を含む。)がどのように変化するかと、それに加えて支払総額がどのように計算されるかの方法を図示しなければならない。割引に関することは、基本説明事項に既に含まれる内容であるが、契約書面への記載の場合は、その内容を充実させなければならないとする趣旨である。

図示の例は、次のとおりである。



(8) 経済上の利益の提供に関する事項(施行規則第 175 条の 2 第 3 項第 2 号)

有料放送サービスの料金その他の経費の割引に相当し、あるいは、契約変更又は契約解除の条件等に影響する経済上の利益が、受信者を誘引するための手段として提供される場合は、その内容・条件等を記載することが必要である。具体的には、例えば、割引に相当するものとして有料放送事業者の提供するキャッシュバックや特典ポイントが該当する。また、契約を変更・解除すると取り消され又は違約金が発生する経済上の利益もそれが受信者の誘引のためのものであれば該当する。なお、これらの経済上の利益の提供を実際に受け取るために特定の方法が準備されているのであれば、その内容(例:キャッシュバックを受け取るために必要な情報が〇〇の時期に特定のメールアドレス宛に送付される予定、等)も記載する必要がある。(もっとも、例えばキャッシュバックがその場で交付され、その提供について条件も付されない場合は、その提供をした旨が明らかになっていれば十分と考えられる。)

(9) 初期契約解除制度に関する事項(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号、「初期契約解除制度」の詳細については第4章を参照。)

初期契約解除制度が適用される場合は、次の事項の記載が必要である。

- ① 初期契約解除が可能な旨(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号イ)
- ② 初期契約解除が可能な期間(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ロ)
- ③ 制度に関する不実告知がされた時の取扱い(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ハ)

法第 150 条の 3 第 1 項括弧書に規定されている内容を指し、有料放送事業者等が初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより受信者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面(不実告知後書面という。施行規則第 171 条の 2 第 10 号。)を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば契約を解除できる旨のことである。

- ④ 契約解除を求める書面の送付の宛先等の標準的手順(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ニ)

受信者が初期契約解除を行う時の書面の宛先や当該書面の記載例など、初期契約解除の標準的な手順について記載をする必要がある。当該書面を差し出した日が記録される方法で送付することが望ましい旨の説明を加えることも差し支えない。なお、本項目はあくまで、受信者の初期契約解除権の行使を助けるための記載を求めるものであり、これにより記載された手順を遵守する義務が受信者に生じるわけではない。すなわち、記載内容にかかわらず、契約解除を求

める書面が8日間経過するまでに発送さえされればその時点で初期契約解除が有効となることに変わりはない。

- ⑤ 法 150 条の3第 3 項～第 5 項の事項(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ホ)
以下の事項について記載をする必要がある。
- ア 初期契約解除が、契約解除を求める書面を発した時に効力を生じる旨(法第 150 条の3第 3 項)
 - イ 初期契約解除に伴い、対価請求額(詳細については第4章第4節を参照。)として認められた範囲を除いて、損害賠償又は違約金その他金銭等を請求されることがない旨(法第 150 条の3第 4 項)
 - ウ 既に金銭等を有料放送事業者が受領している場合は、対価請求額を除き受信者に返還する旨(法第 150 条の3第 4 項)
- ⑥ 初期契約解除時に受信者が支払うべき額の算定方法(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号へ)
対価請求額が提供を受けた有料放送の役務等の対価、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費から構成される旨に加え、それぞれの費目について具体額を算定する方法のことである。
- ⑦ 特定解除契約がある場合はその契約の解除に関する事項(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ト)
特定解除契約とは、有料放送役務提供契約の締結に付随して締結された付随契約であって初期契約解除に伴い自動的に契約解除されないもの(施行規則第 171 条の 2 第 21 号)をいう。特定解除契約がある場合は、その旨及び当該契約を解除するための方法(例:別途、カスタマーセンターに連絡して解除手続が必要)の記載をしなければならない。

第3節 記載・交付方法

(1) 文字の大きさ(施行規則第 175 条の2第 6 項)

日本工業規格Z8305 に規定する8ポイント以上の大きさと記載しなければならない。

(2) 一覧性・一体性の確保

契約の内容が明らかにされていることを確保する(施行規則第 175 条の2第1項柱書)という観点から、原則として、次のとおり、一覧性・一体性を確保して記載し、交付するこ

とが求められる。

- ① 各記載事項のうちの主要内容(本章第2節において破線下線の付したものの概要及び実線下線を付したもの)については、一覧性を持った形で一つの書面に記載するものとする。それ以外の事項については、別紙(重要事項説明書等も可)による旨を記載した上で、同封する、同時に交付する等により、受信者から見て一体性を保つ形での交付とする。
- ② 一覧性確保の観点から、主要内容のうち同一の事項又は類似する性質の事項は、その全体像が受信者に明らかになるよう、特段の事情のない限り、一カ所にまとめて記載することが求められる。例えば、料金とその割引及び機器レンタル料は、一葉の書面の中でまとめて記載することが求められる。各種オプションサービス(説明事項に当たるものを除く。)についても、特段の事情がない限り、一カ所にまとめて記載することとする。
- ③ 一覧性確保の観点から、特段の事情のない限り、主要内容は表形式で記載する。
- ④ 有料放送事業者が提供又は媒介等する付随有償継続役務(詳細は本章第2節(6)参照。)について、受信者にとって全く別の契約であることが明らかである場合で、他の法令により提供元事業者が第2節(6)の記載事項を含む書面を交付することが義務付けられているときは、契約の性質に応じ、一覧性の観点からは名称等最低限の記載をするとともに、一体性を確保して交付することも差し支えない。特に、セット販売で他の業種の役務が一体的に販売される場合(第2章第2節(13)参照)や他の書面交付義務対象の有料放送の役務が一体的に販売される場合がこれに該当する。

(3) 契約書面の例

以上の基本的遵守事項を踏まえた契約書面の望ましい例は次のとおりである。(一覧性の部分のみ。初期契約解除に関しては主要内容以外の内容を含む。)

注:実際に交付する書面においては、8ポイント以上の大きさの文字で記載しなければならない。

【表面】

ご契約の内容

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。

契約事業者: (株)〇〇〇ケーブルテレビ
(■有料放送事業者の氏名又は名称)

※印の事項については、同封の別紙もご覧下さい。

契約者情報 (■契約特定情報)	契約者番号	*****
	契約成立年月日	平成〇年〇月〇日
	契約者名	△△ △△
サービスの名称・内容 (■有料放送役務の内容)	住所等	東京都千代田区・・・
	・スタンダードバック(70ch)(※) ・〇〇専門チャンネル(オプションチャンネル)	
【別紙記載(例)】 災害時等には、通常番組が中断され災害放送に切り替わる場合があります。 一部の番組では視聴年齢制限が設けられています。		
サービスの料金・経費 (■受信者に適用される料金・料金に含まれていない経費の内容)	特記ない限り消費税込みとなります。	
	スタンダードバック	月額 〇,〇〇〇円
	〇〇専門チャンネル	月額 〇,〇〇〇円
	セットトップボックス(STB) レンタル料	月額 〇〇〇円
	事務手数料	〇,〇〇〇円(初回のみ)
■契約変更・解約の条件等 (違約金の額)	・ご利用期間は2年間です。期間内に解約された場合、違約金〇〇,〇〇〇円が発生します。解約可能な期間は〇年〇月～〇月の2ヶ月間で、その間に解約のお申し出をいただかない場合は、2年間更新されます。(※)	
	・上記金額のほか、導入時に工事費〇〇,〇〇〇円が別途必要となります。工事費は月額〇,〇〇〇円の24ヶ月払いにより請求されます。(※)	
・ご解約の際、レンタル機器の返却に要する送料(〇,〇〇〇円程度)は、お客様のご負担となります。(※)		
■期間限定の割引の実施期間その他割引条件	キャッシュバック予定額	〇,〇〇〇円
	利用開始後12ヶ月目にキャッシュバックのご案内をお送りします。(※)	
	受信機セット割引	月額割引額 〇,〇〇〇円
対象受信機購入により、3ヶ月間は料金合計から上記金額を割引します。割引が終了した後は、割引のない料金が適用されます。(※)		
注:別紙において割引の仕組みの図示が必要。		
■契約変更・解約の連絡先及び方法	・〇〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話:0120-123-**** (受付時間:平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00) ウェブページ: http://www.xxx.co.jp/customer	
	・ウェブページで契約変更・解約を行う場合には、別途送付するID、パスワードが必要です。当該ID及びパスワードをお忘れの際には上記カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。	

【裏面】

<p>■有料オプションサービスの内容</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="568 309 904 367">タブレットレンタルサービス</td> <td data-bbox="911 277 1361 367">月額〇,〇〇〇円、24ヶ月未満での解約の場合、契約期間に応じて解約費用が発生します(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 412 904 470">生活サポートサービス</td> <td data-bbox="911 380 1361 470">月額〇〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし(無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。)(※)</td> </tr> </table>	タブレットレンタルサービス	月額〇,〇〇〇円、24ヶ月未満での解約の場合、契約期間に応じて解約費用が発生します(※)	生活サポートサービス	月額〇〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし(無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。)(※)
タブレットレンタルサービス	月額〇,〇〇〇円、24ヶ月未満での解約の場合、契約期間に応じて解約費用が発生します(※)				
生活サポートサービス	月額〇〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし(無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。)(※)				
<p>■サービス提供開始の予定時期</p>	<p>工事が完了次第、ご利用いただけます。工事日については、別途ご案内をお送りします。工事の目安の時期については、お問い合わせ下さい。</p>				
<p>■初期契約解除制度の案内</p>	<p>本契約により締結した有料放送サービスは、初期契約解除制度の対象です。(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時生じます。 2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた有料放送サービスの料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く。)をお客様に返還いたします。 3. タブレットレンタルサービスに加入している場合は、初期契約解除とは別途で解約手続きが必要です。 4. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。 5. 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都江東区・・・ △△(株)カスタマーセンター (電話:03-◇◇◇◇-□□□□) <p><書面による解除の記載例></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="614 1406 865 1702"> </div> <div data-bbox="957 1406 1208 1702"> </div> </div>				
<p>■料金の支払い時期・方法に関する説明</p>	<p>お支払い方法: クレジットカード一括払い 毎月〇日に請求させていただきます。</p>				
<p>■有料放送事業者の連絡先 (電話連絡先の場合は受付時間帯を含む)</p>	<p>・〇〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話: 0120-123-**** (受付時間: 平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00) ウェブページ: http://www.xxx.co.jp/customer</p>				

(4) 継続的な改善等

契約書面の記載方法及び交付方法については、改正放送法の施行時点(平成 28 年(2016 年)5月 21 日)において各事業者が実施するもので最終的な完成とすることなく、本ガイドライン、受信者の反応、サービスの内容の変化、他の業界での受信者への情報提供の優良事例などを参照して、継続的な改善に努めることが望ましい。

第4節 変更・更新時の書面交付

変更・更新契約により、本章第2節で解説した記載内容に変更があった場合は、全ての記載事項を改めて記載する必要はなく、以下の事項を記載して交付すれば足りる。(施行規則第 175 条の2第 4 項)

- (1) 変更した記載事項の内容(施行規則第 175 条の2第 4 項第 2 号)
- (2) 既契約(施行規則第 171 条の 2 第 16 号)の契約特定情報(本章第2節(3)参照)(施行規則第 175 条の2第 4 項第 1 号)
- (3) 初期契約解除ができるものである場合は初期契約解除制度に関する事項(本章第2節(9)参照)(施行規則第 175 条の2第 4 項第 3 号)
- (4) 書面の内容を十分に読むべき旨(本章第2節(1)参照)(施行規則第 175 条の2第 4 項第 3 号)

第5節 情報通信の技術を利用する方法(電子交付方法)

物理的な契約書面の交付に代えて、電磁的方法で契約書面の記載内容を交付する場合(電子交付)については、次のとおりである。

- (1) 受信者の明示的な承諾の取得(法第 150 条の2第2項、施行令第 7 条第 1 項、施行規則第 175 条の2第 9 項、第10項)

電子交付をしようとするときは、あらかじめ、有料放送事業者が使用しようとする電子交付方法の種類及び内容を受信者に提示して、書面、SMSを含む電子メール、ウェブページ又は記録媒体(承諾する旨を記録した記録媒体の受領)により、受信者の明示的な承諾を得なければならない(法第 150 条の2第2項、施行令第7条第1項、施行規則第 175 条の 2 第 9 項)。その際、受信者に提示すべき電子交付方法には、使用されることとなるファイルの形式(例:PDF形式であり Adobe Reader で閲覧可能な旨。複数あり得る場合は列挙も可。)も含まれる(施行規則第 175 条の 2 第10項)。

電話や口頭のみでの承諾取得は、認められない(施行規則第 175 条の 2 第 9 項)(ただし、改正放送法の施行時点(平成 28 年(2016 年)5月 21 日)で既に契約している受信者が

ら電話で変更・更新契約の申出を受けた場合については施行規則附則第4項により経過措置が設けられている)。また、明示的な承諾であるので、署名、クリック等により受信者から能動的な意思表示を受ける必要があり、更に、その意思表示を受けるに当たっては、承諾取得の対象範囲(承諾により電子交付するサービスの範囲等)を平均的な消費者が分かるようにすることが必要である。

なお、電子交付はあくまで受信者の意向に沿って書面の代替とできる方法であり、電子交付のみしか選択肢がないとして承諾を求めることは、不適切である。ただし、ウェブページによる通信販売で受信者の能動的なアクセスを受けて契約する場合など、サービスの性質等に応じ、物理的な書面交付を受信者が要望する場合は応じることとした上で、デフォルト(既定)の選択肢を電子交付とすることは問題ない。しかしながら、電子交付の承諾が得られなかった場合に、物理的な書面交付のため受信者に過度の負担を求めることは不適切であり、例えば契約書面の交付のために店舗への来店を求めることや、受信者に印刷費・郵送費の負担を求めることも適切とは言えない。

【望ましい例】

- ・ ウェブページに、読みやすい書体により容易に認識できる形で、電子交付の選択が可能である旨、電子交付方法及び電子交付するサービス・契約等の範囲を示し、物理的な書面交付の選択肢との間で選べるようにした上で、同意ボタンのクリックにより承諾取得とすること。

【不適切な例】

- ・ 受信者に通常提示することがない契約約款等にそのサービスは原則として電子交付する旨を記載したことだけをもって、承諾取得とすること。
- ・ 承諾を求める電子メールを送信するが、その返信がないことをもって承諾取得とみなすこと。
- ・ 電子交付の承諾を得られなかった場合に、物理的な契約書面を交付するために、唯一の書面受領の方法として指定した店舗への来店を求めることや、そのためだけに受信者に印刷費・郵送費の負担を求めること。

承諾取得の時期は、電子交付の前であれば特段の定めはなく、例えば、説明義務による契約前の説明時に取得することや、新規契約時に今後生じ得る変更・更新契約についても電子交付していくことについて承諾を得ることも可能であるが、上述のとおり、承諾取得のそうした対象範囲は平均的な消費者が分かるようになっている必要がある。

(2) 承諾の撤回(施行令第7条第2項)

電子交付について受信者の承諾を得た場合であっても、当該受信者から書面、SMSを

含む電子メール等の承諾取得に用いることが認められている方法(承諾取得に実際に使用した方法と同一である必要はない。)により、電子交付を受けない旨の申出があった場合には、原則通りの物理的な契約書面の交付を行う必要がある。ただし、既に電子交付が完遂されている場合は、改めて交付する義務までは課せられていない。また、事業者側の都合により、受信者の電子交付の承諾にかかわらず、電子交付をせずに物理的な契約書面の交付を行うことも妨げられてはいない。しかしながら、いずれにせよ、本ガイドライン記載の基本的遵守事項に従いつつ、サービス提供に支障を生じない範囲において、受信者の意向をなるべく尊重し、その理解を得るよう努力する形で契約内容の情報提供をすることが望ましい。

(3) 電子交付方法(施行規則第 175 条の2第 8 項)

次の方法で電子交付が可能である。いずれの方法であっても、記載事項を十分に読むべき旨並びに電磁的方法の種類及び内容(これらを「注記事項」と総称する。施行規則第 171 条の 2 第 30 号)を記載し、その電子交付が契約書面の交付に代えて行われる重要なものであることを受信者が確実に分かるようにしなければならない。(例:ウェブページに掲載する場合に、「重要な契約書面の内容が掲載されています。十分にお読みください。」旨をウェブページの上部に画像で表示する。)また、契約内容が消費者にとって明らかになることを確保するため、物理的な書面交付と同様に、主要内容については一覧性を保ちつつ、全体としては一体性を有した形で閲覧可能なようにすることが求められるとともに、多くの端末・ブラウザ等では 8 ポイント相当以上の大きさで表示されるようにすることが望ましく、更に、ファイルの形式(例:PDF 形式であり Adobe Reader で閲覧可能な旨など)についても、それが一見して分からない場合には、情報提供が必要である。

① 電子メールの送信(施行規則第 175 条の2第 8 項第1号)

電子メールの本文に、契約書面への記載が義務付けられている内容(記載事項)を記載し、又は電子メールに添付するファイルに記載事項を記載して、これを受信者に送信する方法である。記載事項は、印刷可能である必要がある。

② ウェブページへの掲載(施行規則第 175 条の2第 8 項第2号)

ウェブページに記載事項を表示して、インターネットを介してアクセスしてきた受信者の閲覧に供する方法である。受信者がウェブページの内容を確実に知って閲覧できるよう、掲載の旨を通知するか、又は受信者が閲覧したことを確認する必要がある。また、記載事項が表示されたウェブページについては、印刷可能であるか、携帯電話向けのウェブページ等で印刷できない場合は、契約中及び契約終了後 3 ヶ月間閲覧可能なようにする必要がある。もっとも、その期間内であっても、受信者に物理的な書面

(同じ記載事項を記載したもの)を交付した場合は、当該ウェブページを消去することができる。

③ CD-ROM等の記録媒体の交付(施行規則第 175 条の2第 8 項第 3 号)

記載事項を保存したCD-ROM、USBメモリ等の記録媒体を交付する方法である。

④ URL等及びそれに関する説明の提供(施行規則第 175 条の2第5項、第8項第1号、第 171 条の 2 第 27 号及び第 30 号)

②の方法によりウェブページに記載事項を掲載した場合は、URLやQRコード等、当該ウェブページを閲覧するために必要な情報とその説明(これらを「閲覧情報」と総称する。施行規則第 171 条の 2 第 27 号)を、SMSを含む電子メールで送信し、又は書面(葉書で可)に記載して交付することにより、契約書面に代えることができる(施行規則第 175 条の2第5項、第8項第1号)。この場合、当該電子メール・書面において、URL等だけでなく、注記事項を記載し、当該URL等の指すウェブページが契約書面に代わる重要なものである旨の説明を併せて記載する必要がある。

なお、SMSで送信する場合には、ウェブページが②の印刷可能・閲覧可能等の条件を満たしていれば足り、当該SMSが印刷可能である必要まではない(施行規則第 175 条の2第8項第1号)。また、②の方法で要件とされる、ウェブページへの掲載の旨を受信者に通知することについては、URL等の送信又は交付により行われると考えられ、改めての通知や閲覧確認は必要ない(施行規則第 175 条の2第5項各号)。

(4) 到達時点(法第 150 条の2第3項)

電子交付では、受信者の使用に係る電子計算機に記載事項の内容が記録された時に、記載事項が受信者に到達したとみなされ、その時点で書面交付義務が完遂し、初期契約解除制度の適用がある場合は初期契約解除可能な期間が確定することとなる(記録媒体を交付する場合(法第150条の2第3項括弧書き、施行規則第 175 条の 2 第 11 項)及びURL等とその説明を書面で提供する場合を除く。これらの場合の到達時点は、通常の物理的な書面交付の場合と同様に扱われる。)この電子交付の場合の到達時点に関する規定は、民法第 97 条(隔地者に対する意思表示)の一般原則の考え方に基づくものである。

なお、URL等とその説明をSMSを含む電子メールで送信し、又は書面で交付した場合(本節(3)④の方法の場合)は、当該URL等で誘導されるウェブページに受信者がアクセスしたかどうかは問わず、当該電子メール等が到達した時点で、書面交付義務が完遂されたこととなる(施行規則第 175 条の2第5項、第8項第1号)。

第6節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、書面交付義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした有料放送事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令(法第156条第3項第3号)等が発動されることがある。

なお、書面交付義務は、書面の記載事項、記載方法及び交付方法を規律するものにとぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、書面交付義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではないが、初期契約解除制度が適用される契約については、書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除が可能な状態が継続する。

第4章 初期契約解除制度（法第150条の3）関係

初期契約解除制度とは、料金等が複雑で契約締結時に十分に理解することが困難といった有料放送サービスの特性を踏まえ、受信者保護の観点から、一定の範囲の有料放送役務提供契約について、契約書面の受領後等から8日間は、相手方（有料放送事業者）の合意なく、受信者の都合のみにより契約解除できる（法第150条の3第1項柱書き）とする制度であり、他の章で解説する行政的規律と異なり、行政の介在なく受信者と有料放送事業者の関係について解決を図る民事的規律である。

他の一般的な役務・商品の訪問販売や電話勧誘販売等について「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」等により認められる無償での契約解除（いわゆるクーリング・オフ）と類似の制度であるが、本法の制度は、店舗販売を含め販売形態によらない契約解除の権利を受信者に認める一方、契約解除に伴い一定の範囲の額の支払を有料放送事業者が請求すること（対価請求）を可能としている（法第150条の3第4項ただし書等）。

受信者の都合のみにより一方的に契約解除できるといっても、当然ながら、いかなる場合も無制限に認められるわけではない。例えば、上記制度趣旨を逸脱し、意図的に契約と解除を繰り返す受信者等に対し、有料放送事業者が役務提供を一定期間留保等したとしても、正当な理由がある場合は、役務提供義務（法第148条）に違反しない。

本章では、本法における初期契約解除制度について、一般的に想定される解釈等を解説する。個別の事例への具体的な制度適用の方針について示すものではない。

第1節 対象範囲

(1) 対象となる有料放送の役務（対象役務）（法第150条の3第1項各号、指定告示第1項及び第2項）

第1章を参照。以下を契約の対象とする有料放送の役務が対象となる。

① 移動受信用地上基幹放送（法第2条第14号、指定告示第1項）

詳細は第1章(4)①参照。

② 衛星基幹放送（法第2条第13号、指定告示第2項第1号）

詳細は第1章(4)②参照。

③ 衛星一般放送（施行規則第2条第3号、指定告示第2項第2号）

詳細は第1章(4)③参照。

④ 有線一般放送（施行規則第2条第4号、指定告示第2項第3号）

詳細は第1章(4)④参照。

(2) 初期契約解除に必ずすべき者(法第 150 条の3第 1 項柱書き)

初期契約解除が適用される有料放送役務提供契約を締結した有料放送事業者である。(本章では単に「事業者」という。)

(3) 初期契約解除を利用できる者(法第 150 条の3第 1 項柱書き)

初期契約解除が適用される有料放送役務提供契約を締結した受信者である。なお、法人その他の団体である受信者については、法人契約に該当する場合に、適用除外となる。

(4) 初期契約解除が適用されない契約(施行規則第 175 条の 3 第1項)

次の契約については、初期契約解除制度は適用されない。

① 第3章第1節(4)①により書面交付義務が適用されない契約(施行規則第 175 条の 3 第1項第1号、第 175 条の 2 第 7 項第 1 号)

書面交付義務が適用されないこととされている、法人契約、都度契約、一定の要件を満たす変更・更新契約等は、初期契約解除制度についても適用除外となる。

② 書面交付義務が適用される変更・更新契約のうち、一定の要件を満たすもの(施行規則第 175 条の 3 第 1 項第 2 号)

書面交付義務が適用される変更・更新契約であっても、以下の3つの事項に変更が生じないものは、初期契約解除制度の適用除外となる。

○有料放送の役務に関する料金(第 175 条第 1 項第 4 号)

詳細は第2章第2節(6)参照。

○期間限定の割引の適用期間等の条件(第 175 条第 1 項第 6 号)

詳細は第2章第2節(8)参照。

○契約解除・契約変更の条件等(第 175 条第 1 項第 8 号)

詳細は第2章第2節(10)参照。

また、上記3つの事項に変更が生じる場合であっても、その変更内容が次のア又はイに該当する場合は、例外的に初期契約解除制度は適用されない。

ア 軽微変更(施行規則第 175 条第 8 項第 3 号イ、第 171 条の 2 第 32 号)

詳細は第2章第1節(4)③アを参照。

イ 受信者にとって不利とならない変更(施行規則第 175 条の 3 第 1 項第 2 号後段括弧書きにより読み替えられた第 175 条第 8 項第 3 号ロ。)

詳細は第2章第1節(4)③イを参照。なお、この場合においては説明義務及び書面交付義務と異なり、事業者申出によるものか受信者申出によるものかを問わず、適用除外となる。

第2節 初期契約解除の効果

(1) 基本的な効果

初期契約解除が適用される有料放送役務提供契約は、受信者が契約解除を行う旨の書面(本章第3節参照)を発した時点で、それが初期契約解除可能な期間内であれば、当該契約の定める解除条件にかかわらず解除される(法第150条の3第3項)。初期契約解除制度の規定に反する受信者に不利な特約は無効(法第150条の3第6項)であり、例えば、有料放送役務提供契約の中で初期契約解除ができない旨が定められていたとしても、それによって受信者の契約解除権が影響を受けることはない。もっとも、事業者が独自に8日より長い契約解除可能期間を設けている場合など、受信者に有利な定めがされているのであれば、それは有効である。

(2) オプションの契約に対する効果

いわゆるオプションサービス(第3章(書面交付義務)第2節(6)にいう付随有償継続役務)等については、直ちに効果が及ぶものではない。ただし、本体の有料放送役務提供契約の初期契約解除に伴い付随契約について事業者が自主的に契約解除に応じることを妨げる趣旨ではない。また、例えば対象となる有料放送の役務なくしては付随有償継続役務の提供が成り立たない場合(第4節(1)も参照)は、通常、初期契約解除後に付随有償継続役務の契約を継続させてもその履行をすることができず債務不履行となり、結果的に付随有償継続役務の契約も解除されるものと考えられる。

なお、対象となる本体契約に変更なく、オプションの契約について新規加入・変更等のみを行う契約は、当然に本法の初期契約解除制度の対象外である。

第3節 受信者が初期契約解除をする方法

(1) 基本的な方法

受信者が締結した契約について契約解除を行うことができるかどうかについては、まず契約書面(電子交付された電子メール、ウェブページ等を含む。)を確認することが方法として考えられる。これは、初期契約解除によらずとも事業者の自主的な契約解除制度により契約解除できる可能性がありその場合は契約書面への記載があるため、及び初期契約解除が適用される場合は契約書面にそのことについて記載する義務が課せられているためである。契約書面が交付されていないか、不備があると考えられるか、その他不明の場合は、消費者向け対応窓口に相談することが例えば考えられる。

初期契約解除が適用される契約であれば、受信者は、契約書面の受領日から8日間

(移動受信用地上基幹放送の場合でサービスの提供開始が契約書面の受領より遅い場合は提供開始の日から8日間)の期間内に、契約解除を行う旨の書面(葉書で可)を発することにより、契約解除を行うことができる。

初期契約解除の効力が書面を発した日に生じるため、また期間内に書面を発したことを証明するため、例えば、特定記録郵便、簡易書留等を利用し、書面のコピーを保存することにより、書面を発信した事実と発信日を証明できるようにしておく、事業者とのトラブルを避ける一助になると考えられる。書面の記載方法は、第3章第3節(3)裏面のような例が考えられる。

(2) 書面交付義務が履行されていない場合

初期契約解除対象となる有料放送役務提供契約について、契約書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除をすることができる。また、契約書面を受領して8日間を過ぎているなど初期契約解除可能な期間が既に形式上終了していたとしても、少なくとも、初期契約解除を行うことができる旨の記載が欠落しているなど書面内容に重大な不備がある場合は、初期契約解除可能な期間が継続していると通常判断されるものと考えられる。

(3) 契約書面の受領日について

初期契約解除可能な期間を確定させる契約書面の受領日とは、民法上の「到達」の考え方と同様に、例えば契約書面を封入した信書が郵便受けに配達されるなど、契約書面について受信者が了知できる状態になった日であると考えられる。

受領日が不明確な場合において、初期契約解除可能な期間が既に経過しており受信者の契約解除権が消滅していると事業者が主張する場合には、当該事業者がそれについて立証責任を負う。すなわち、受領日に関する立証責任も、事業者が負うものと考えられる。そのため、事業者においては、無用のトラブルを避ける観点からは、契約書面を郵送する場合には書留や配達証明等を用いるか、または受信者の受領日に関する主張を真摯に受け止めるなどの対応がされることが想定されるが、制度としては、一律に対応方法が定められているものではなく、各事業者の判断に委ねられるものである。電子交付の場合も同様に、到達時点に関する立証責任は事業者が負うと考えられるが、具体的対応方法は各事業者の判断となる。

なお、郵送の場合については、郵便法(昭和22年法律第165号)及びその施行規則において、郵便業務管理規程の認可基準として、離島等を除き3日(祝日等は1日と数えない)以内に送達することが定められていることという要件が規定されており、この認可を受けた日本郵便株式会社の郵便業務管理規程において、送達に要する日数は、以下のとおり離島等を除き「3日」と定められている。

郵便業務管理規程(日本郵便株式会社 平成24年10月1日)

(送達に要する日数)

第15条 会社は、次の各号に掲げる地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出された郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この項において同じ。)を、当該各号に掲げる日数以内に送達する。

- (1) 1日に1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。) 14日
- (2) 前号以外の離島 5日(休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。)
- (3) 前二号の地域以外の地域 3日(休日、日曜日及び1月2日の日数は、算入しない。)

また、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)においても、一般信書便役務の要件として、離島等を除き3日(祝日等は1日と数えない)以内に送達することが規定されている。

(4) 書面以外による契約解除

初期契約解除制度で受信者からの書面による申出を規定しているのは、口頭ではなく書面によって受信者が契約解除の意思を表示することにより、当事者間の権利関係を明確にするとともに後日トラブルがなるべく生じないようにする趣旨であるが、受信者と有料放送事業者の間の合意により、書面以外の方法で受信者が契約解除を申し出ることを必ずしも妨げる趣旨ではない。すなわち、SMSを含む電子メール、ウェブページ等、他の手段による申出を受けて契約解除がされた場合であっても、両者の合意があれば、初期契約解除と同趣旨の契約解除が成立したものとみなされる場合が多いと考えられる。ただし、その場合であっても、無用のトラブルを回避する観点からは、受信者としては、口頭や電話のみでの申出は避けるなどして、何らかの証拠を残すことがより安全と考えられる。

第4節 初期契約解除に伴い受信者が支払うべき額(施行規則第 175 条の3 第6項)

初期契約解除に伴い事業者が受信者に請求できる額は、次の各項目の額の合計に限られる。これを超える額については、請求をすることができず、既にそれを上回る額を受領している場合は、その超過部分について返還することが必要である(法第 150 条の3 第 4 項及び第 5 項)。

なお、あくまで上限を規定したものであり、全ての場合においてこの額まで請求できる権利を事業者に与えるものではない。例えば受信者との契約により本節の上限額より低い額が請求されることとなっている場合は、その低い額の方が請求されるべきと考えられる。個別の契約について具体的な額の算定方法については、契約書面に記載する義務が課せられている(施行規則第 175 条の 2 第 1 項第 6 号へ。詳細は第3章第2節(9)⑥参照)。

(1) サービス利用料(施行規則第 175 条の 3 第 6 項第1号)

契約解除までに提供された次の役務の対価に相当する額の合計である。

① 初期契約解除対象の有料放送の役務

② ①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随有償継続役務

①は、受信者が利用した期間に生じた料金その他の経費(料金等)であって、契約締結時の単価により算出される合理的な額を請求できるとする趣旨である。契約解除があった場合にのみ適用される高額な単価を定める特約は、合理的とは言えず、第 2 節(1)のとおり法の趣旨からしても、無効となるものと考えられる。初期契約解除対象の有料放送の役務に関して現に要した工事費用(本節(2))及び契約締結費用(事務手数料)(本節(3))は、本項目の対価からは除かれる。

②は付随有償継続役務(オプションサービス)のうち本体の有料放送の役務なくしては成り立たないものが想定される。これは、制度がそもそも対象とする有料放送の役務ではないため、法第 150 条の3第 4 項及び第 5 項による対価請求制限の範囲外(すなわち一般的な民事規律に従って請求可能)と解される場合もあると考えられるが、①の有料放送の役務との関係の密接性に鑑み、その利用で生じた料金等を合理的な範囲内で請求できる旨を為念的に規定したものである。なお、付随有償継続役務の定義については、第3章(書面交付義務)第2節(6)を参照。

(2) 工事費用(施行規則第 175 条の 3 第 6 項第 2 号)

有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用の額であって、工事費などの名目で受信者に請求されるものが対象である。現に要した費用とはいわゆる実費であり、その算定の方法があらかじめ契約約款等に定められ、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表されている必要がある。これは、具体的請求額に関する消費者の予見可能性を向上させるとともに、当該請求額の算定方法の妥当性について、事業者が、広く消費者全体に向けて一定の説明責任を果たすべきとの考え方に基づくものである。なお、契約約款等とは、制度上策定・公表が義務付けられている有料基幹放送契約約款(法第 147 条)のみならず、事業者が任意に策定・公表している有料放送の役務に関する料金その他の提供条件(約款、規約等)も含まれる(施行規則第 171 条の 2 第 37 号)。基幹放送以外の有料放送については、契約約款等の策定・公表は義務付けられていないが、策定・公表をしていない場合や、策定・公表はしているものの、その中に上記工事費の算定方法が定められていない場合には、初期契約解除の際に本件工事費用を請求することはできない。契約約款等における工事費の算定方法の記載例は以下のとおりである。

【記載例：有料放送の役務の提供に必要な工事に現に要した費用】

(工事費)

第〇条 工事費は、別表の料金表「2 工事費」に定める標準工事費「2-1」によるものとします。なお、追加的な工事が必要となる場合は、その他の工事費「2-2」として同表に定める額を標準工事費に加算して当社に支払うものとします。

<別表 料金表>

2 工事費		(税込)
2-1 標準工事費 (引き込み・宅内工事)		
① 一戸建て	20,000 円	
② 集合住宅	10,000 円	
2-2 その他の工事費		
① ブースター設置工事 (ブースター代込み)	6,000 円	
② TV追加取付工事	5,000 円	

(3) 契約締結費用(事務手数料)(施行規則第 175 条の 3 第 6 項第 3 号)

契約締結に際する書面作成費用、契約内容や受信者情報を顧客管理システムへ登録するため現に要した費用などであって、事務手数料等の名目で受信者に請求されるものが対象である。(2)の工事費用同様、現に要した費用の額とはいわゆる実費であり、その算定の方法があらかじめ契約約款等に定められ、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表されている必要がある。その他の留意事項も同様である。なお、契約約款等における契約締結費用の算定方法の記載例は以下のとおりである。

【記載例：有料放送役務提供契約の締結に現に要した費用】

(事務手数料)

第〇条 加入者は、契約締結後、システム登録等の契約手続に要する費用として 3,000 円(税込)を支払わなければなりません。

(4) 法定利率による遅延損害金

(1)～(3)の額の支払が遅延した場合には、法定利率(通常は商事法定利率であり、平成 27 年(2015 年)12 月現在は年率6%)による遅延損害金の額を当該額に加算した額が

上限となる。

第5節 変更・更新時の初期契約解除(施行規則第 175 条の 3 第1項)

本法は変更・更新契約も新規契約と同様に規律の対象とするが、初期契約解除制度については、本章第1節(4)に該当する変更・更新契約については適用が除外され、それら以外の変更・更新契約について初期契約解除が適用となる。

変更・更新契約について初期契約解除がされた場合は、有料放送事業者には変更前の契約内容を回復する義務が生じると考えられ、変更対象の契約全体を解除する義務までは生じないと考えられる。受信者が支払うべき額の上限は、変更・更新契約の場合について特に定められる工事費用を除いて、新規契約の初期契約解除の場合と同じである。

第6節 不実告知後の取扱い(法第 150 条の3第1項括弧書、施行規則第 175 条の 3 第 2 項～第 5 項)

事業者又は媒介等業務受託者が、初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたこと(事実と異なる虚偽の説明をしたこと)により、受信者がその内容が事実であると誤認し、これによって初期契約解除可能な期間に初期契約解除を行わなかった場合には、事業者は、「不実告知後書面」(施行規則第 171 条の 2 第 10 号)を新たに交付しなければならない。それを受けて、受信者は、不実告知後書面の受領日を含む8日間の期間、初期契約解除を行う旨の書面を発することにより、通常の初期契約解除の場合と同様に、契約解除をすることができる(法第 150 条の3第1項括弧書)。例えば、初期契約解除が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除ができないと契約前に事業者又は媒介等業務受託者が説明し、それを受信者が鵠呑みにすることにより初期契約解除を行わなかった場合が該当すると考えられる。

不実告知後書面には、次の事項の記載が必要である(施行規則第 175 条の 3 第 2 項)。記載に当たっては契約書面同様に8ポイント以上の大きさの文字・数字を用いなければならない(施行規則第 175 条の 3 第 3 項、第 175 条の 2 第 6 項)。

- ① 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 5 号)
- ② 不実告知後書面の受領日から8日間、初期契約解除が可能である旨(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号イ)
- ③ 初期契約解除を行う旨の書面を受信者が発した時に初期契約解除の効力が生じる旨(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ロ、法第 150 条の 3 第 3 項)
- ④ 初期契約解除に伴い受信者が支払うべき額(対価請求額)に法令上の限度が設けられている旨(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ロ、法第 150 条の 3 第 4 項)

- ⑤ 既に事業者が金銭等を受領している場合には、対価請求額の限度を超えた部分を返還しなければならない旨(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ロ、法第 150 条の 3 第 5 項)
- ⑥ 受信者からの解除を行う旨の書面の送付宛先住所など初期契約解除手続の標準的な方法(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ハ、第 175 条の 2 第 1 項第 6 号二)
- ⑦ 初期契約解除に伴い受信者が支払うべき金額の算定方法(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ハ、第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ヘ)
- ⑧ 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 4 号ハ、第 175 条の 2 第 1 項第 6 号ト)
- ⑨ 有料放送の役務の名称、料金その他の経費(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 3 号イ、第 175 条第 1 項第 3 号イ、第 4 号及び第 5 号)
- ⑩ オプションサービス(付随有償継続役務)の名称、料金その他の経費(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 3 号ロ、第 175 条の 2 第 1 項第 5 号イ及びロ)
- ⑪ 有料放送事業者の名称・連絡先等(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 2 号、第 175 条第 1 項第 1 号)なお、有料放送管理事業者が契約の締結の媒介等を行っている場合には、書面交付義務(第 3 章第 2 節(2))と同様に、当該有料放送管理事業者の名称・連絡先等の記載をもって代えることができる(施行規則第 175 条の 3 第 3 項、第 175 条の 2 第 2 項)。
- ⑫ 契約特定情報(施行規則第 175 条の 3 第 2 項第 1 号、第 171 条の 2 第 29 号)

また、事業者は、不実告知後書面を交付した後直ちに、受信者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、②～⑤の事項(下線を付した事項)について、受信者に電話等で告げなければならない(施行規則第 175 条の 3 第 5 項)。②～⑤の事項は、赤枠赤字で記載することも必要である(施行規則第 175 条の 3 第 4 項)。

第7節 一体的販売における留意点

(1) 基本的な考え方

本法による初期契約解除の対象となる有料放送の役務(対象役務)と対象とならない役務又は商品(対象外役務等)がセットで販売されそのことにより割引がされた場合も、少なくとも対象役務について初期契約解除が可能である。その場合、対象役務の契約の初期契約解除が行われたことに伴って対象外役務等の契約が解除されるか否かは、個別の契約の内容その他の個別事情によって異なるものと考えられる。

しかしながら、対象外役務等について、他法による初期の契約解除又はクーリング・オフ、事業者の対応する自主的な初期解除その他の契約解除が可能な場合には、対象役

務の初期契約解除を行うことに加えて、そうした契約解除もするよう受信者が申し出ることで、セット販売の全ての契約を解除することができることも考えられる。例えば、セット販売された有料放送サービスとCATVインターネットサービスについて、前者には本法により、後者には電気通信事業法により、初期契約解除制度が適用される場合は、受信者は、両方の法律の初期契約解除権を行使することにより、全体を契約解除することができると考えられる。ただし、これはあくまで制度上はそうした方法での契約解除が認められているというのみであって、実際にどのような方法の契約解除が最もその受信者にとって都合が良いかについては、個別の契約内容及び事業者の自主的な対応の状況も考慮しての対応が望まれる。そのため、事業者としては、無用のトラブルを避ける観点からは、セット販売された契約全体について契約初期の解除を受信者が求めた場合に解除手続等について案内する内容及び方法をあらかじめ準備しておくことが必要な場合も多いと考えられる。

なお、対象役務の初期契約解除に伴い対象外役務等の契約が自動的に解除されない場合については、当該対象外役務等の契約が「特定解除契約」(施行規則第171条の2第21号)に当たり、対象役務の契約書面にその旨及びその解除に関する事項の記載がまず必要である(第3章(書面交付義務)第2節(9)⑦参照)。(自動的に解除される場合は本章第4節(1)②も参照)

(2) 契約解除に伴い受信者が支払うべき額

対象役務の契約と特定解除契約である対象外役務等の契約をそれぞれ契約解除した場合、事業者が受信者に請求できる上限額については、それぞれの契約解除について、それぞれの関係規定が適用されることが考えられる。

その際、両契約に共通する費用があれば、いずれの契約解除の関係規定に基づき受信者に請求を行うかは、一義的には事業者の判断に委ねられると考えられるが、共通する費用を両方の契約解除において二重に請求することができないことは、当然である。

例えば、セット販売された有料放送サービスとCATVインターネットサービスについて、本法及び電気通信事業法の初期契約解除によりそれぞれ契約解除された場合には、それぞれの役務について、それぞれの制度(省令)の上限額に関する規定が適用されるが、両役務に共通する工事費用や事務手数料等については、いずれの制度の上限額の範囲内で請求しても、二重に請求することはできないと考えられる。

なお、対象外役務等が有償継続役務に当たらない一度きりの役務の提供である場合や物品の単純な売買である場合も、これらと同様に、個別の関係規定が適用されるものと考えられる。

第8節 事業者を乗り換える際の留意点

消費者が事業者を乗り換えた場合に、その直後に初期契約解除を行った場合については、当該消費者が契約解除に伴い乗り換え元の事業者への復帰を求めることが想定される。そうした要望に事業者が応じる法的義務がどの程度存在するかについては、本法の初期契約解除制度で定めるものではなく、乗換えへの事業者の関与の態様や程度等を例えば勘案しつつ、一般的な民事規律に従って個別に判断されるべきものと考えられる。

もっとも、無用なトラブルを避けるためには、乗換え元への復帰に伴い、復帰に時間がかかる等、受信者に不利益が生じると予想される場合には、乗換え先事業者は、説明義務の履行に当たって、当該不利益の内容を説明することが望ましい(第2章(説明義務)第5節参照)。更に、受信者によっては、乗換え後の契約を解除した後の復帰が容易であることを前提として乗り換える場合もあると考えられ、そのような場合に乗換え復帰に伴い生じる不利益に関する事実について故意に告げず、又は不実の内容を告げることは、事実不告知・不実告知の禁止の規定に抵触し得る(第6章第1節参照)。

第9節 違反した場合の取扱い

初期契約解除制度は民事的規律であり、個別事例において事業者に違反があった場合は、業務改善命令等の行政機関の介入はされず、一義的には当事者(受信者)との間の問題となり、最終的な解決は司法によって図られることとなる。

第5章 苦情等の処理（法第151条）関係

有料放送事業者及び有料放送管理事業者には、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての苦情及び問合せ（苦情等）を適切かつ迅速に処理しなければならない義務が課せられている。本章では、その基本的な遵守方法及び有料放送事業者・有料放送管理事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

(1) 対象役務

第1章を参照。説明義務や書面交付義務の対象と同様である。

ただし、苦情等の処理義務は、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度の対象から除かれている、法人契約、都度契約等についても、対象となる。各契約の詳細は第2章第1節(4)を参照。

(2) 義務の主体

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に義務が課せられる。

第2節 苦情等の処理の方法

苦情等を適切かつ迅速に処理しているか否かについては、提供される有料放送の役務の内容、受信者層、受信者数等が様々であること、また受信者からの苦情及び問合せの内容も様々であることから、全ての有料放送事業者及び有料放送管理事業者について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要がある。そのため、ここでは苦情等の処理の方法として望ましい方法及び不適切な方法を例示する。

【望ましい例】

- ① 電話窓口を開設すること。
- ② 電話窓口は、録音された自動音声のみならず、オペレータによる対応を行うこと。また、自動音声での操作を求める場合には、例えばいずれの操作段階でもオペレータの呼び出しを可能とするなど、簡易な操作でオペレータに繋がるように対応を行うこと。
- ③ 電話窓口は、平日は、なるべく長時間受け付けること。
- ④ 苦情及び問合せを受けた内容について、調査や確認等の必要がある場合でも、

できるだけ短期間に何らかの回答をすること。

- ⑤ 電話による連絡先、オペレータの人数、回線数、受電率（応答率）、回線の混雑状況、苦情等の件数及び内容の傾向、苦情等の業務への反映状況など、苦情等の処理の体制の整備状況や運営状況について、インターネットのウェブページ等で対外的に明らかにするなど、透明性を高め消費者の信頼を得るための取組を行うこと。

【不適切な例】

- ① 苦情及び問合せに対する対応窓口を設けていない。
- ② 苦情及び問合せに対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を消費者に対して明らかにしていない。
- ③ 苦情及び問合せに対する対応窓口が明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できない（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）。
- ④ 消費者が真摯に問合せをしているにもかかわらず、長期間放置している（例えば、特に調査や確認等の必要のない問合せ内容に対して、正当な理由なく、2～3日を越える期間回答をしないでいる場合、調査や確認等を1週間程度で終わることができる問合せ内容に対して、正当な理由なく、回答を遅滞させている場合、1週間程度で終わることができる調査や確認等について正当な理由なく1ヶ月以上の期間をかける場合など）。
- ⑤ 消費者から契約解除の申出があったにもかかわらず、正当な理由なく当該申出を相当期間放置して、その手続きを行わない。

なお、苦情等の処理義務は、無理な注文をつけてくる場合その他の消費者からのいわば行きすぎた苦情等についてまで対応する義務を課す趣旨ではなく、そのような場合に消費者からの要求を拒む等しても法第 151 条に違反することにはならない。

第3節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、苦情等の処理義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令（法第 156 条第 3 項第 2 号）等が発動されることがある。

第6章 有料放送事業者等の禁止行為（法第151条の2）関係

有料放送事業者及び媒介等業務受託者（有料放送事業者等）は、事実不告知や不実告知の行為を行うことや勧誘継続行為を行うことが禁止されている。本章では、これらの禁止行為について、基本的な遵守方法及び有料放送事業者等による望ましい対応を解説する。

第1節 事実不告知及び不実告知の禁止

故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、及び虚偽の説明を行うこと（不実告知）が禁止行為として定められている。（法第151条の2第1号）

(1) 対象範囲

① 対象役務

第1章を参照。説明義務や書面交付義務の対象と同様である。

ただし、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度等の対象から除かれている法人契約、都度契約等についても、対象となる。各契約の詳細は第2章第1節(4)を参照。

② 義務の主体（法第151条の2 柱書き）

有料放送事業者及び媒介等業務受託者の両方が禁止行為をしてはならない主体として定められている。

(2) 事実不告知及び不実告知の禁止の内容

「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」とは、契約に関する事項であって受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、又は事実と異なる虚偽の説明を行うこと（不実告知）である。

「契約に関する事項であって受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、契約を締結する受信者が正確な情報を知っていたならば当該契約をしないと一般的に考えられる事項のことであり、受信者が意に沿わない契約をすることを防ぐ趣旨から、契約内容のみならず契約に至るまでの「動機」といった広く契約に関する事項が含まれると考えられる。なお、説明義務により契約前に説明すべき事項とは、必ずしも一致しない。

また、有料放送事業者等が事実と異なることを告げているという主観的認識を要している必要はなく、告げた内容が客観的に見て事実と異なっていれば「不実のこと」を告

げていることになると考えるのが適切であり、相手方が錯誤に陥って契約を締結する等は必要としない。告げる方法については、口頭の場合だけでなく、書面に記載して説明する方法等も含まれ、広く解釈されると考えられる。

【不適切な例】

- ① 有料放送事業者等が、契約を締結する受信者に適用される料金をキャンペーン価格と伝えながら実際には当該料金が通常価格であった場合。
- ② 有料放送サービスの契約をする際に申込みが混み合っていて、開通までにはかなり時間を要する状況であったにもかかわらず、有料放送事業者等が、すぐに利用できるといった説明をし、そのことを伝えなかった場合。
- ③ 有料放送事業者等が、初期契約解除制度における初期契約解除可能期間を法定よりも短い期間で伝えたり、初期契約解除制度が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除制度の適用がないと伝えた場合（第4章（初期契約解除制度）第6節も参照）。
- ④ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」、「このマンションの方には皆さんに契約してもらっている」等の受信者の意思表示の動機に働きかけるような内容であって虚偽のものを受信者に説明して新しい契約を締結させる場合。

(3) 違反した場合の取扱い

事実不告知及び不実告知の禁止の規定に違反した有料放送事業者等に対しては、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令（法第156条第3項第1号）等が発動されることがある。

なお、事実不告知及び不実告知の禁止は、勧誘等の方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、事実不告知又は不実告知を行った場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。もっとも、不実告知等の行為があった場合の個別の契約の取消しについて定める民事的規律としては、消費者契約法（平成12年法律第61号）第4条が存在する。

第2節 勧誘継続行為の禁止

本法では、勧誘の形態にかかわらず、受信者等、勧誘を受けた者が有料放送事業者及び媒介等業務受託者（有料放送事業者等）に対して、有料放送役務提供契約を締結しない旨の意思あるいは勧誘を引き続き受けることを希望しない意思を表示した場合について、それと同一の有料放送役務提供契約の勧誘を継続することを禁止している。（法第151条の2第2号）

(1) 対象範囲

① 対象役務

第1章を参照。不実告知等の禁止(本章第1節)の対象役務と同様である。

② 勧誘継続行為の禁止が適用されない場合(施行規則第175条の4)

対象役務の契約締結の勧誘であっても、次の場合については、勧誘継続行為の禁止が適用されない。

・法人契約(施行規則第171条の2第19号。詳細は第2章第1節(4)①を参照)の締結の勧誘

・軽微変更(施行規則第171条の2第32号。詳細は第2章第1節(4)③アを参照)の勧誘

例えば受信者住所の変更をするよう有料放送事業者等が働きかける場合が該当する。変更・更新契約時の説明義務及び書面交付義務等の例外となる軽微変更と同一範囲である。

③ 義務の主体(法第151条の2柱書き)

有料放送事業者及び媒介等業務受託者の両方である。

(2) 勧誘方法

ここでの「勧誘」とは、その実施する場所及び方法を問わず、特定の者に対し、契約締結の個別の意思形成に直接働きかける行為である。すなわち、訪問、電話、店舗等の形式を問わないが、しかしながら契約締結に至る前の段階で行われる不特定多数の者に対し有料放送の役務の内容等の表示を行う行為は含まれない。

また、契約の内容を変更する場合についても契約の「締結」として、勧誘継続行為の禁止の対象となるが、本節(1)②のとおり、これまでの契約の内容からの軽微な変更の場合は、禁止の対象外となる。

(3) 勧誘を「継続」する行為の内容

勧誘継続行為に当たるか否かについては、勧誘を受けた者が具体的にどのような意思表示をしたかに基づき、個別事例ごとに同一の有料放送役務提供契約の勧誘継続に当たるかどうかを判断する必要がある。ここでは、勧誘継続行為に該当する範囲を主に例示により解説する。

①「契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)」について

勧誘を受けた者の「契約を締結しない旨の意思」は、口頭であるか、書面であるかを問わず、契約を締結する意思がないことを明示的に示すものが該当する。具体的には、相手方等が「お断りします」、「必要ありません」、「結構です」、「関心ありません」「いりません」など明示的に契約の締結の意思がないことを示した場合が該当するほか、「(当該勧誘行為が)迷惑です」など、勧誘行為そのものを拒否した場合も当然該当することとなる。

これに対して、例えば、「今は忙しいので後日にして欲しい」とのみ告げた場合など、その場、その時点での勧誘行為に対する拒絶意思の表示は、「契約を締結しない旨の意思」の表示に当たらない。

また、例えば家の門戸に「訪問販売お断り」とのみ記載された張り紙等を貼っておくことは、それだけでは、本項における「契約を締結しない旨の意思」の表示には該当しない。

②「勧誘を継続すること」について

勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示を行った場合には、引き続き勧誘を行うことのみならず、その後、改めて勧誘を行うことも「勧誘を継続すること」に該当するので禁止される。同一の有料放送事業者又は同一の媒介等業務受託者の他の担当者による勧誘も同様に禁止される。ただし、法の趣旨は、執拗な勧誘を阻止する観点から、ある勧誘を行った有料放送事業者又は媒介等業務受託者が受信者の意思に反して当該勧誘を改めて行うことを禁止するものであり、有料放送事業者Aの媒介等業務受託者であるBから勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示を行った場合に同じ有料放送事業者Aの媒介等業務受託者であるCによる勧誘まで禁止する規定ではない。しかしながら、そのような場合でも、勧誘を受けた者が、勧誘を行う者の如何にかかわらず当該有料放送事業者Aの提供する当該役務の再勧誘全てを拒否したい意思を表示したと考えられる場合は、その意思に沿って、個人情報取扱いに留意しつつ、A及びAの全ての媒介等業務受託者からの勧誘が停止されるような仕組みが構築されることが望ましい。

③勧誘を受けた者が表示した拒否の意思の範囲について

再勧誘の禁止の対象については、勧誘の相手方等が契約を締結しない旨の意思をどのように示したかにより異なるため、個別の事例ごとに判断することとなる。

例えば、有料放送事業者Aの提供する有料放送役務提供契約の締結に係る勧誘において、勧誘を受けた者から、

- (ア) 有料放送事業者Aの媒介等業務受託者が勧誘をした場合で、「有料放送事業者Aの提供する有料放送サービスは結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が「有料放送事業者Aの提供する有料放送サービス」の勧誘を行うことが再勧誘に該当する。
- (イ) 有料放送事業者A及び有料放送事業者Bの双方から受託を受けている媒介等業務受託者が有料放送事業者Aの有料放送サービスについて勧誘をした場合に、「有料放送サービスの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、「有料放送事業者Aの提供する」有料放送サービスのみならず、「有料放送事業者Bの提供する」有料放送サービスも含め、当該媒介等業務受託者が有料放送サービスの勧誘を行うことが広く再勧誘に該当する。
- (ウ) ある媒介等業務受託者に対し、「御社(媒介等業務受託者)からの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が行う勧誘は全て再勧誘に該当する。

なお、当該契約について「勧誘を継続すること」がどの程度の期間にわたって禁止されるかについては、個別の事例ごとに判断することになるが、勧誘を受けた者(相手方)においても、ある一定期間が経過することにより、勧誘を受けることの意味が変化することも十分考えられることから、相手方が将来にわたって全ての勧誘を拒否した場合など、明確な意思の表示があった場合を除き、将来にわたって当該相手方への勧誘が全て禁止されるものではないと考えられる。

いずれにしろ、相手方等契約を締結しない旨の意思をどのように具体的に示したかという事実を踏まえ判断されることになるため、慎重に対処することが望ましい。

例えば、ある一定期間経過後に同様の勧誘を行う場合は、相手方から「契約を締結しない旨の意思」が示されたことを踏まえ、トラブル防止の観点から、新たな勧誘であることについて、相手方に改めて意思の確認を行うなどした後に勧誘を行うことなどが考えられる。

なお、店舗販売の場合でも、例えば、ある有料放送の役務(A)の契約に伴い別種類の有料放送の役務(B)の勧誘を受けた者が有料放送の役務契約(B)を締結しない旨の意思表示をした後はその場において当該有料放送の役務(B)について勧誘をしてはならないが、再度来店した場合、当該有料放送の役務(B)について自ら質問等をした場合等、その者の当該意思に変化があったとみられる場合に再度勧誘を行うことまでは禁止されないと考えられる。(なお、意思表示をした受信者かどうかを判別するための格別の措置が求められるものではない。)

(4) 違反した場合の取扱い

勧誘継続行為の禁止の規定に違反した有料放送事業者等に対しては、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令(法第156条第3項第1号)等が発動されることがある。

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置（法第151条の3）関係

※ 本章で解説する法第151条の3及び施行規則第175条の5の規定に基づく媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務は、有料放送事業者に対して適用されるものであり、有料放送管理事業者に対しては直接には適用されないが、有料放送管理事業者についても、法第155条及び施行規則第182条第1項の規定により、同等の措置義務が適用されている。本章の解説はこのうち前者（有料放送事業者に係るもの）に関するものであるが、同様の考え方は後者（有料放送管理事業者に係るもの）にも当てはまるものであるから、有料放送管理事業者においても、必要に応じて本章の解説を参考にされたい。

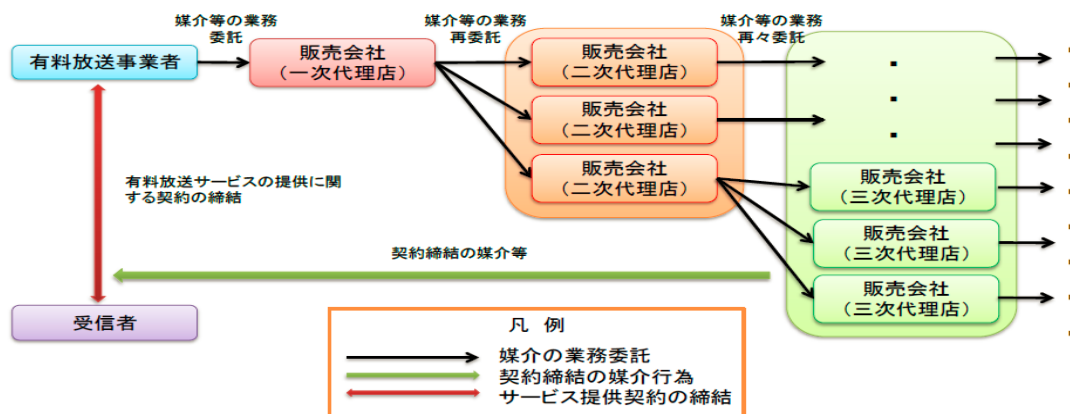
有料放送事業者が契約の締結の媒介等の業務及びこれらに付随する業務を媒介等業務受託者に委託をする際には、有料放送事業者による指導等、当該委託に係る業務（媒介等業務）が適切かつ確実に遂行されるための措置を有料放送事業者が講じなければならない。

第1節 対象範囲

(1) 媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務の主体

媒介等業務を委託する有料放送事業者に直接の義務が課せられる。有料放送事業者から媒介等業務の委託を受けた媒介等業務受託者（一次代理店）が更に他の媒介等業務受託者（二次代理店）に媒介等業務を再委託する場合は、当該二次代理店においても第2節以降の措置が講じられるようにする必要があるが、有料放送事業者はそうなることを確保するための措置を一次代理店との関係において講じる必要がある。このことは、二次代理店が更に三次代理店に委託をする場合も同様である。

なお、法第151条の3の義務は、委託先の媒介等業務受託者の個別の職員を直接指揮命令することまで委託元に求める趣旨ではない。



(2) 媒介等業務受託者の範囲

(1) のとおり、有料放送事業者から直接委託を受けた媒介等業務受託者のみならず、媒介等業務受託者を介し、二段階以上にわたる委託を受けた媒介等業務受託者の全てが対象となる。媒介等業務受託者の指す範囲については、第1章を参照。

(3) 「有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託」の範囲

付随する業務としては、例えば、勧誘行為を委託することが考えられる。また、委託の形式は、契約によるものや事実行為によるもののいかなを問わない。

(4) 対象役務

全ての有料放送の役務が対象となる。

第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託 (施行規則第175条の5第1項第1号)

委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、媒介等業務の委託に当たっては、委託先の者について審査するための基準等をあらかじめ整備し、それに基づいて委託先の能力の適格性を確かめる必要がある。

【望ましい例】

- ・ 有料放送の役務に関する法令等や有料放送の役務の契約に関する知識、媒介等業務の業務遂行能力に加えて、受信者の保護を確保するための内部管理体制及び媒介等業務の管理体制が整備されていること、事業目的・事業内容に照らし、媒介等業務を業務として行うに適した者であることについて、あらかじめ整備した基準に基づいて確認すること。

【不適切な例】

- ・ 過去一定期間内に、本章の措置により求められた事項を履行しなかったことを理由に委託を中止した者に対して、再度委託すること。
- ・ 委託しようとする者が法令への違反を理由とした行政指導、行政処分、刑事処分その他の公的な制裁を最近受けたことが明らかであるにもかかわらず委託すること。

第3節 責任者の選定(施行規則第 175 条の 5 第1項第2号)

委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)において、媒介等業務の実施の状況を監督する責任者を選任しなければならない。

責任者を選任しなければならない範囲は、例えば、有料放送事業者 A が媒介等業務を媒介等業務受託者 B に委託し、媒介等業務受託者 B が更に媒介等受託者 C に媒介等業務を再委託した場合、有料放送事業者 A 及び媒介等業務受託者 B であり、媒介等業務受託者 C における責任者の選任まで求めているものではない。ただし、媒介等業務受託者 C においても責任者が選任されるよう有料放送事業者が自主的に措置を講ずることを妨げない。委託先ごとに責任者を選任する必要はなく、兼任することが認められる。

また、委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合の選任する責任者は、その役員又は職員(従業員を含む)に限られる。本規定において、「役員」とは業務の執行、業務の監査等の職権を有するものをいい、「職員」とは有料放送事業者又は媒介等業務受託者と雇用契約を締結している者をいう。

第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等(施行規則第 175 条の 5 第1項第3号)

(1) 手順等の文書の作成

有料放送事業者は、①適切な誘引の手段に関する事項、②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項、③その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項、を記載した媒介等業務の手順等に関する文書(マニュアル等。以下「手順等文書」という。)を作成し、媒介等業務受託者に配布しなければならない。

このうち③の事項には、委託元の有料放送事業者に課せられた義務を履行するための受託業務に関する記載が含まれるものであり、例えば、媒介等業務受託者により媒介等されることが通例であるような場合には、第3章の書面交付義務を履行するため、媒介等業務受託者による契約書面の受信者への交付について、手順等文書に記載することが必要である。

①及び②の事項の詳細は、それぞれ次のとおりである。

①適切な誘引の手段に関する事項

(ア) 有料放送役務提供契約の勧誘手段の適正化

例えば苦情等の内容の傾向も参考としつつ、受信者に不利益となる強引な販売が行われることを防止するため、受信者を威迫して困惑させたり迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘、受信者の契約意思が不明確にもかかわらず契約を成立させ

る行為等の不適切な勧誘行為についてその適正化を図るための記載をする必要がある。

(イ) 独自オプションの内容の明確化

受信者を誘引するための経済上の利益あるいは有償継続役務(キャッシュバック等の媒介等業務受託者独自のオプション)がある場合には、その内容を記載した書面を受信者に交付するといった手段を定めることが必要である。この場合の記載すべき内容は、書面交付義務における有償継続役務に関する記載内容(第3章第2節(6))又は受信者に提供する経済上の利益に関する記載内容(第3章第2節(8))を参考にすることが考えられるが、特に、有償継続役務について有料放送役務提供契約と契約変更・契約解除の方法が異なる場合には、その旨が明確になることが重要である。

記載・交付方法としては、書面交付義務により作成され交付される契約書面のうち一覽性の確保がされた部分(表形式の部分)に含まれている必要ではなく、契約書面と別途交付されることでも差し支えない。ただし、契約書面との一体性は確保して交付されることが望ましい。

なお、本項目は、媒介等業務受託者が委託元の有料放送事業者等の知り得ない範囲で独自にオプションを提供することを妨げるものではなく、また委託元の有料放送事業者等が媒介等業務受託者の提供するオプションについて逐一把握し又は統制することを求める趣旨でもない。

② 媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項

媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項の記載として、本法のほか、個人情報保護に関する法律、労働基準法(昭和22年法律第49号)をはじめとする労働関連法令等についても記載することが必要である。

なお、上記法令に基づく命令、告示等についても遵守すべき法令等に含まれる。

(2) 媒介等業務受託者及び媒介等業務を担当する者に対する研修等

委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、委託先の媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者(媒介等業務を担当する者)に対する研修等が実施されるよう措置を講じる必要がある。研修の実施の方法は一律の基準があるものではないが、委託元又は有料放送事業者が自ら行う場合のほか、委託先に行わせる場合、外部に委託して行わせる場合を含み、例えば定期的実施することが考えられる。

第5節 監督措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第4号)

委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認することにより、媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等の必要かつ適切な監督等が行われるための措置を講じなければならない。

(1) 媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認

媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認する方法として、例えば、委託契約において有料放送事業者が媒介等業務受託者に対して媒介等業務を、定期的に又は必要に応じた監査することを定めることが想定される。必要に応じた監査としては、例えば、苦情等の内容の傾向を分析した上で最も必要と考えられる対象範囲について調査すること、ある媒介等業務受託者において手順等文書への違反が疑われたような場合において調査を実施すること、ある媒介等業務受託者の特定の店舗において違反がみられた場合には、同じ媒介等業務受託者の別の店舗について調査を実施することなどが考えられる。

(2) 媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等

(1)により確認した結果について、媒介等業務が的確に遂行されているか検証し、必要に応じ改善を行うための体制が整えられていることが必要である。例えば、有料放送事業者内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、有料放送事業者の適切な業務指導や媒介等業務受託者の適切な業務運営に反映させるなどの体制整備などが考えられる。

また、(1)により確認した結果以外にも顧客満足度(CS)調査等を行い検証を行うことで、媒介等業務の的確な遂行の実効性を高めることが考えられる。

第6節 苦情処理に関する措置(施行規則第 175 条の 5 第1項第5号)

委託先の媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る受信者からの苦情対応窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されるための措置を講じなければならない。委託元の有料放送事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)が委託先の媒介等業務受託者に代わってそうした措置を講じる場合は、媒介等業務受託者に関する苦情及び問合せが当該委託元に関するものと同様に迅速かつ適切に処理するよう、十分に配慮することが必要である。

なお、苦情の処理方法については、第5章第2節に準ずる。

第7節 媒介等業務の適切かつ確実な遂行を確保するための措置(施行規則第175条の5第1項第6号)

媒介等業務受託者の媒介等業務に問題が発見された場合に当該媒介等業務受託者への指導を行うとともに、そうした措置では解決しないと考えられる場合には委託の中止、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されている必要がある。また、委託中止又は委託契約の解除を行う際には、適切な受信者保護が図られる態勢が整備されている必要がある。

第8節 委託状況を把握するための措置(施行規則第175条の5第1項第7号)

有料放送事業者は、本章に記載する媒介等業務受託者に対する指導等の措置を適切かつ確実に実施するため必要な範囲内において、媒介等業務の委託状況を把握するための措置を講じなければならない。例えば、第5節の監督措置が行き届き、第9節の報告義務が適切に履行されるよう、媒介等業務受託者との連絡の手順について明確化しておくことが考えられる。

ただし、媒介等業務の委託先である媒介等業務受託者を全て把握することまでを一律に求めるものではない。

第9節 総務大臣への報告義務(施行規則第175条の5第2項)

有料放送事業者は、第7節の委託の中止・契約の解除等が必要と見込まれる等の問題が発見された場合で、受信者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第7節の措置の実施と並行して、速やかに当該問題を生じさせた媒介等業務受託者の①名称等、②住所、③媒介等業務受託者が法人の場合、媒介等受託者の代表者の名称等、④その他法人番号等媒介等受託者を特定するために必要な情報、を総務大臣に報告しなければならない。

「受信者の利益に重大な影響を及ぼすおそれ」とは、例えば、苦情等が多数発生するおそれのある場合、現に苦情等が多数発生している場合、又は現に多数の違反が発生している場合が想定されるが、判断に迷う場合は、総務省に一報することが望ましい。総務省からは、必要に応じ、事案について追加の報告を求めることがある。

再発防止のため、総務省からは、報告された媒介等業務受託者の情報を事案の内容等の情報と併せて必要な場合に他の事業者等に提供することも想定される。

第10節 有料放送管理事業者に委託する場合の特例(施行規則第 175 条の 5 第 3 項)

第2節～第9節にかかわらず、有料放送事業者が有料放送管理事業者に対し媒介等業務の委託をする場合には、その部分については、当該有料放送事業者は、当該有料放送管理事業者との間で、当該有料放送管理事業者が二次以降の媒介等業務受託者の指導等を適切に行う旨の契約を締結することで足りる。

第11節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした有料放送事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる、総務大臣による是正措置命令(法第 156 条第 3 項第3号)等が発動されることがある。